

2020年懲(審)第14号、第15号、第16号

審査請求人ら 弁護士法人ベリーベスト法律事務所、酒井将、浅野健太郎

主張書面(5)

2021年9月30日

日本弁護士連合会懲戒委員会 御中

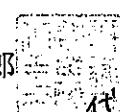
上記審査請求人ら代理人

弁護士(主任) 泉

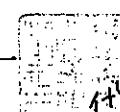
信吾



弁護士 尾込平一郎



弁護士 辻洋一



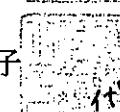
弁護士 影山知佐



弁護士 阿部泰隆



弁護士 関葉子



弁護士 谷英樹



弁護士 丸山和也



【目次】

第1 はじめに	1
第2 本書面の目的	1
第3 本件の審査で必要不可欠な大局的な視点	3
1 本件の論点とその重要性.....	3
2 司法制度改革との関係	3
3 弁護士自治制度との関係.....	5
第4 原議決書の認定・判断の誤り	7
1 はじめに	7
2 認定事実に関する不当性	7
3 基本規程13条1項に関する認定・判断の誤り	10
4 法27条に関する認定・判断の誤り	38
第5 本件の審査期日における質問及び回答に関する補足	41
1 新宿事務所が行う裁判書類作成業務について	41
2 成果物の引継ぎと事件の引継ぎの関係について	42
3 成果物の引継ぎと業務委託がどこで区別されるかについて	44
4 裁判書類作成業務を委託する必要性について	46
5 新宿事務所の業務広告について	46
6 新宿事務所のビジネスモデルについて	48
7 成果物の引継ぎが依頼者の140万円超過払事件の紹介を伴うことについて	50
8 調査無料条項が成果物の引渡しの無償性を意味しないことについて	53
9 事実認定について	54
10 法令の適用について	56
(1) 法27条、基本規程13条1項のルールの内容について	57
(2) 公法の解釈適用には罪刑法定主義が妥当すること	58

(3) 本件は立法問題で解決されるべき問題ではないこと	58
1.1 「品位を失うべき非行」の該当性について	59
第6 結語.....	61

第1 はじめに

本件は、「過払金問題」という大きな社会問題に対して、依頼者の権利を救済するために司法書士（新宿事務所）と弁護士（審査請求法人）が協働して立ち向かっていた中で、この協働のために司法書士に支払われた対価が紹介料に該当するのかが問題となっている事案である。

過払金の返還を求める依頼者を救済するために、司法書士の代理権超えとなつた事件を弁護士が引き継ぎ、その際に司法書士から後々の依頼者の事件の処理のために役立つ成果物（本件では特に引き直し計算書の電子データ）の引継ぎを受けたり、一定の業務委託をしたりすることは、大量に生じる過払金事件を迅速に解決し、依頼者の権利を早期に実現するための「合理的な士業間の協働」として時代が求めている事項である。このために支払われる適正な対価を古式蒼然とした事件屋に対する紹介料支払と同視して捉えることは時代錯誤も甚だしい。

審査請求人らは、このような時代の要請に応えて、その適法性を慎重に検討し、適法であるとの確信をもって、新宿事務所との士業協働を行い、多数の被害者を救済していくのであり、決して「非弁提携」や「依頼者紹介の対価」の支払といった「品位を失うべき非行」を犯した『悪徳弁護士集団』ではないことを、まず冒頭で述べておく。

第2 本書面の目的

本件については、2021年8月10日に審査期日が開催されたところである。

しかしながら、

- ・ 審査期日に先立って貴委員会から回答を求められた質問事項（2021

年3月26日付け審査期日通知書（日弁連審2第427号）に添付のもの）で、審査請求人らが新宿事務所に支払った19万8000円を紹介料とすることが前提となっていると言わざるを得ない質問がなされたこと

- ・ 審査期日における貴委員会からの質問でも、同様に19万8000円が紹介料であることが前提となっていると言わざるを得ない質問がなされたこと

に鑑みると、審査請求人らとしては、貴委員会においても東京弁護士会懲戒委員会と同様に、審査請求人らがこれまで詳細に述べてきた主張と多数提出した証拠を真剣に取り合うことなく、正に「結論ありき」で19万8000円は紹介料であるとし、原議決書の認定・判断をそのまま維持することを目論んでいるのではないかと深刻に懸念せざるを得ない。

このような観点から、審査請求人らは、本書面において以下の3点を主張することとした。

- ① 本件の審査で必要不可欠な大局的な視点（後記第3）
- ② 原議決書の認定・判断の誤り（この点は、貴委員会が原議決書と同様の事実認定と論理をもって議決をすることが許されないことを指摘する点に眼目がある。後記第4）
- ③ 本件の審査期日における質問及び回答に関する補足（後記第5）

なお、本書面で使用する略語は、原議決書及びこれまでに審査請求人らが提出した書面に準ずるものとする。

第3 本件の審査で必要不可欠な大局的な視点

1 本件の論点とその重要性

(1) 本件で重要な論点の一つとなっているのは、新宿事務所が受任したのが140万円超過払事件と判明した後、新宿事務所から審査請求法人に事件が引き継がれるに際し、審査請求法人において、新宿事務所がそれまでに作成した業務成果物を譲り受け、また、新宿事務所に裁判書類作成業務を委託する対価として1件につき19万800円を支払ったことが新宿事務所に対する報酬清算として適法なのか、あるいは紹介料の支払として違法なのか、という点である。

(2) 司法制度改革によって、司法書士に簡易裁判所代理権が認められているのは訴額140万円以下の範囲であるところ、代理権超えとなることが判明した事件について弁護士への引継ぎが生じることは必然的な現象である。

本件は、かかる場面において、「司法書士の代理権超えが生じた場合にいかにして隣接士業が依頼者のために協働すべきなのか」という司法書士・弁護士業界の重大な関心事であるのみならず、司法サービスの利用者である一般市民の利害にも密接に関係する問題を取り扱うものである。

よって、本件を検討するに当たっては、どうすれば司法サービスの利用者である一般市民の利益になるのかという視点を持たなければならない。

2 司法制度改革との関係

平成14年司法書士法改正は、司法書士に簡易裁判所代理権を付与し、国民生活の利便性を向上させることを目的としたものであった。平成14年司

法書士法改正によっても、現在司法書士に認められている簡易裁判所代理権の範囲は訴額140万円以下という限定があるため、どうしても後になって代理権超えが判明して司法書士が辞任を余儀なくされる事態が生じることになる。

そのため、平成14年司法書士法改正が目的としていた国民生活の利便性を向上させるという目的を貫徹するには、単に司法サービスへのアクセスを拡充するのみならず、代理権超えが判明して司法書士が辞任せざるを得ない場合に、事件が円滑に司法書士から弁護士に引き継がれるようにすることが求められることになる。この点、辞任を余儀なくされる司法書士としても「代理権超えなので後は知らない」で済まされるはずもなく、引継先となる信頼できる弁護士を用意しておき、代理権超えが判明した場合には弁護士を紹介し、依頼者が同意すれば事件を引き継ぐ体制を整えておくことはサービス業として当然に求められることである。

この場面で、弁護士が司法書士からそれまでに作成した業務成果物を引き継ぎ、また、司法書士が適法に行うことができる業務の助力を得ることは、隣接士業が協働して依頼者の利益を実現する観点から非常に重要な問題と言える（これが許されないとすれば、司法書士が作成した業務成果物は有効活用されずに弁護士が同じ作業をやり直すこととなるし、弁護士が全ての業務を自分でやらなければならない羽目となり、依頼者のために迅速な事件処理をすることが叶わなくなってしまう。）。この業務成果物の引継ぎと業務委託に伴う対価の清算を安易に「紹介料」と認定されることは、司法書士が作成した業務成果物が有効に活用されず、また、弁護士が全ての業務を処理することを余儀なくされることとなり、依頼者のための迅速な事件処理をすることなど覚束ないこととなりかねない。

このように司法書士の代理権超えとなった事件が弁護士に引き継がれる場面において、業務成果物の引継ぎと業務委託に伴う対価の清算を安易に「紹

介料」と認定することは、司法書士から弁護士に事件が円滑に引き継がれなくなる副作用をもたらすものであり、ひいては、司法サービスの利用者である一般市民の利便性を著しく害することになりかねないものである。

この場面で、法72条や法27条、基本規程13条を持ち出して、司法書士から弁護士への事件の引継ぎに伴う対価の支払を威嚇して両者の分断を図るのは、士業が協働して市民に良質なリーガルサービスを提供するという視点から言えば、何も依頼者の利益にならない（このことは懲乙18号証～懲乙24号証で元最高裁判所判事を含む著名な弁護士や学者が夙に指摘してきたことである。）。そのようなことをすれば、一般市民は、弁護士会・日弁連は旧態依然として弁護士の職域確保のために汲々としているだけの「ギルド集団」であって、一般市民のために士業が連携して良質なリーガルサービスを提供することに余りにも無関心、否、消極的だと強く批判するであろう。審査請求人ら及び代理人は一員として杞憂であることを願うが、司法制度改革を受けて司法書士と協働して一般市民のためにより良いリーガルサービスを提供しようとする弁護士業界の革新的勢力を、法27条、基本規程13条に違反すると無理矢理に当てはめて一罰百戒に叩き潰し、他を牽制しようとする弁護士会・日弁連の姿は、時代が要請している弁護士会・日弁連のあるべき姿ではない。

本件の審査に当たっては、このような事案で業務成果物の引継ぎと業務委託に伴う適正な対価の清算を「紹介料」と認定することが司法書士と弁護士の協働に対する極めて重大な萎縮的効果を及ぼし、司法制度改革の趣旨に悖る結果となりかねないこともまた肝に銘じられるべきである。

3 弁護士自治制度との関係

弁護士懲戒制度は、弁護士自治の根幹をなす「公の権能」であり、これが

適正に行使されるべきことは論を俟たない。

しかしながら、東京弁護士会においては、後記第4で述べるとおり、極めて杜撰かつ恣意的な認定・判断がなされ、ただ審査請求人らを懲戒にせんがための「結論ありき」の判断がされた経緯がある。このこと自体、東京弁護士会の歴史において、本来ならば審査請求人らを懲戒すべきでないにもかかわらず何らかの悪意の下に違法不当な懲戒処分をしたものと言わざるを得ず、弁護士自治権を濫用して不適正な行使をした悪しき先例として重大な汚点を残すものであった。

本件は審査請求であって、貴委員会が東京弁護士会のした誤った懲戒処分を取り消すか否かが問われる場面である。

ここで想起されなければならないのは、弁護士自治は適正に行使されるからこそ、弁護士会・日弁連の手に委ねられているということである。仮に弁護士会・日弁連において弁護士自治権を濫用し、不適正にこれを行った悪しき前例が残るとすれば、会員である弁護士が弁護士自治制度に疑念を持つようになるだけでなく、弁護士自治がその存立基盤とする一般市民からの信頼も失わせることになり、弁護士自治を根本から揺るがす事態を招いて、これを破壊することにつながりかねないものである。

本件は、弁護士業界・司法書士業界のみならず、マスメディアも注目している案件であり（審乙25号証～審乙27号証）、貴委員会が東京弁護士会のした誤った懲戒処分を是正するための公正な議決をし、自浄能力を果たせるかが問われている。

万一、貴委員会が誤った認定・判断に基づく原議決書を踏襲し、それに基づき日弁連が東京弁護士会のした違法不当な懲戒処分を取り消さず、審査請求人の名譽を貶めたままにするならば、審査請求人らは、当然に東京高等裁判所で争い、さらには、必要に応じて最高裁判所までも争う覚悟である。

第4 原議決書の認定・判断の誤り

1 はじめに

原議決書の認定・判断は、正しく「結論ありき」の議決と評さざるを得ないものであり、審査請求人らの主張を顧みていないばかりか、事実認定や法理論をわざわざ捻じ曲げて、本件の19万8000円が「紹介料」に該当すると無理矢理な認定・判断をしたものである。

しかしながら、本件については、曇りのない目で事実関係を見て、正しく法理論を適用すれば、19万8000円が紹介料の支払でないと結論に容易に至るはずである。

審査請求人らの法27条、基本規程13条1項に関する主張は2019年9月24日付け弁明書（3）で、審査請求人らが主張する原議決書の認定・判断の誤りは2020年6月11日付け審査請求書及び2021年7月15日付け主張書面（4）で詳細にわたり述べてきたところであるので、以下では、原議決書の認定・判断に沿ってその誤りを簡潔に指摘することとし、貴委員会の議決が決してこれと同じ轍を踏んではならないことを主張する。

2 認定事実に関する不当性

（原議決書22～23頁）

1 140万円超過払事件の受任開始の経緯

（1）新宿事務所からの打診

ア 平成26年12月下旬頃、新宿事務所から、被審査法人に対して、140万円超過払事件が毎月債権者を1件とした数で1000件程度あり、これらを以前から複数の法律事務所に引き継いでいるところ、引継先の弁護士事務所

が足りないが、その一方で依頼者を見放すような形で辞任はできないことから、被審査法人で対応することができないかとの打診があった（懲乙6、当委員会における被審査人酒井の供述、以下「酒井供述」という。）。

被審査法人は、人員のキャパシティーの問題があるため受けられる件数に限りはあるかもしれないが、できる限り対応すると回答し、受任するようになつた（請求事案乙43、懲乙6）。

被審査法人が新宿事務所から引継ぎを開始した時点では、新宿事務所が引継ぎまでに行った業務の報酬についてどうするかの話は詰められておらず、また新宿事務所に訴状等の裁判書類作成を依頼するという話もなかつた。

ただ、新宿事務所は、被審査法人に対して、顧問弁護士の意見も聞いて6年くらい前から、他の法律事務所との間で1件につき19万8000円で契約していると説明した上で、1件19万8000円でやれるのかどうかの提案をした。被審査法人では、検討の結果、問題ないだろうと判断した（会認知事案甲14）。

上記では、審査請求法人が新宿事務所から140万円超過払事件の引継ぎを開始するに際し、新宿事務所から「1件19万8000円でやれるのかどうか」と紹介料の支払を持ち掛けられており、紹介料目的で引継ぎが始まつたかのように認定されている。

しかしながら、審査請求法人は、新宿事務所から紹介料を支払ってもらいたいとの要請は受けたことはない。

この点、原議決書は、140万円超過払事件の引継ぎ開始の経緯に関し、懲乙6号証の審査請求人酒井の陳述書を基に認定していたのに、この部分だけなぜか、いきなり会認知事案甲14の事情聴取の内容を断片的に取り出し、上記の審査請求人酒井の陳述書で述べられている経緯を捻じ曲げて認定したものである。審査請求人酒井の陳述書で述べられている内容の信用性を疑わ

せる事情もなく、反対事実も出でていないのに、原議決書がこのような有り得ない事実認定をしたのは、19万8000円を何が何でも紹介料にしようと目論んでのことであれば、極めて悪質というほかない。

実際の経緯は、140万円超過払事件の引継ぎを開始した後、引継件数が想定を超えて、審査請求法人の対応可能な業務量を大幅に上回ることとなり、審査請求法人と新宿事務所が打開策を協議する中で、新宿事務所から成果物を引き継ぎ、また、新宿事務所において裁判書類作成業務の委託を受けることが可能であると提案を受け、その対価をどうするかを決めるに当たり、紹介料と目されないように審査請求法人として慎重に検討した上で、この成果物の引継ぎ及び裁判書類作成業務の委託の対価として1件当たり19万8000円とすることを合意したものである（懲乙6号証の35～41頁）。

なお、審査請求書51～52頁も参照されたい。

（原議決書27頁）

被審査法人は、新宿事務所から引き継いだ事件を、事件解決の見通しが十分に立たない受任した早期の時点で、新宿事務所の発行する請求書に基づいて、請求金額全額の支払をした。

また、仮に、被審査法人の過払金請求が何らかの理由で19万8000円以上の回収ができない場合には、新宿事務所との間で精算がなされることはない。

（1）審査請求法人が、140万円超過払事件を引き継いだ早期の段階で、新宿事務所に19万8000円を支払っていたのは、新宿事務所が依頼者から、（i）審査請求法人に事件を引き継ぐこと、及び、（ii）それに併せて新宿事務所が作成した成果物も引き継ぐことの了解を得た上で、審査請求法人に事件を引き継ぐに際して成果物（本件業務委託契約書第2条の（1）、（2）、（3）、（4）の成果物）の納品を完了していたから

である。従前、新宿事務所は依頼者との間で、140万円超過払事件であることが判明した場合に、単独原告用の裁判書類の作成まで行って19万8000円で清算するとの委任契約書を締結していたところ（請求事案乙43号証の4頁及び添付資料3）、依頼者のために審査請求法人が上記の成果物の引継ぎを受けた以上、その時点で19万8000円を支払うことに何の不合理もない。

(2) また、19万8000円以上の過払金が回収できない場合でも、審査請求法人から新宿事務所に19万8000円が支払われていたのも、それが成果物の引継ぎ及び裁判書類作成業務の委託の対価であるからに他ならない。このような赤字の取引は紹介料取引では行われるはずもないものである。

3 基本規程13条1項に関する認定・判断の誤り

A

（原議決書31～32頁）

（2）成果物の引継ぎは業務委託に基づくものとは言えないこと

①ないし③記載の業務は、業務委託契約書上は被審査法人が新宿事務所に委託すると明記されている。しかしながら、これらの業務は、依頼者と新宿事務所との間の無償委託契約に基づき、既に新宿事務所が履行済みの業務であり、新宿事務所は依頼者に対して成果物引渡義務を負うという関係にある。

（中略）

その意味で、①ないし③記載の業務は、事件を引き続き受任できるか否かを判断するため、新宿事務所が自ら直接受任した依頼者に対する義務として当然に行う業務であって、そもそも被審査法人が新宿事務所に委託して初めて新宿事務所が行う業務ではない。

(中略)

各債権者から取り寄せた取引履歴データ・証書、引き直し計算書のような資料・成果物は、当該業務に対する報酬の定めがある場合には報酬の支払と引き換えに、本件のように報酬の定めがない場合は無償で、依頼者が新宿事務所に対して引渡請求権を有する。被審査法人が新宿事務所に対して委託業務の成果物として引渡請求権を有するものではない。

したがって、本件業務委託契約書が業務委託の体裁を探っていることは形式にすぎず、被審査法人から新宿事務所に支払われる金員を業務委託の対価とみることはできない。

(1) 業務委託の体裁をとっているのは形式にすぎないと点について

原議決書は、①ないし③の業務に関し、新宿事務所が直接受任した依頼者に対する関係で行っている業務であって、新宿事務所が審査請求法人から委託を受けて行う業務ではないとし、業務委託の体裁をとっていることは形式にすぎないとする（原議決書25～26頁も同様）。

しかしながら、審査請求書50～51頁で述べたとおり、本件業務委託契約書は、審査請求法人が新宿事務所から①ないし③の成果物を有償で引き継ぐことについて、審査請求法人から新宿事務所への業務委託という構成で表現しただけのことで、実質は業務成果物の譲受けに他ならない（原議決書も25～26頁で認めている。）。

これを「成果物の譲渡」と表現するのか「業務委託」と表現するのかは、成果物の引継ぎを受けるための表現形式の問題の違いにすぎず、本質的な問題ではない。

重要なのは、審査請求法人に引き継がれる140万円超過払事件の全件で、実際に①ないし③の成果物が新宿事務所から審査請求法人に引き継がれていたということである。

(2) 依頼者が①ないし③の成果物を無償で引渡しを受けられる権利を有するとの点について

ア 本件で、原議決書が重大な誤りを犯しているのは、新宿事務所と依頼者との間の無償委任契約により、依頼者が①ないし③の成果物を無償で引渡しを受けられる権利を有するとした点である。

しかしながら、審査請求書28~29頁で述べたとおり、新宿事務所と依頼者との委任契約はそもそも無償ではない。

イ 新宿事務所と依頼者との間で合意されていた「完全成功報酬制」にしても、途中で140万円超過払事件であることが判明して新宿事務所が辞任せざるを得ない場合にまで当然に適用されるものではない（この点は、2019年9月24日付け弁明書（3）32~37頁と2021年7月15日付け主張書面（4）4~6頁を参照）。

ウ 新宿事務所と依頼者との間のご依頼書（会認知事案乙26号証）には「《お客様のお借り入れに関する資料の代理取得及び調査》 お客様が当事務所に支払う報酬・実費・手数料は無料です。」との調査無料条項が存在する。

しかしながら、これはあくまでも過払金の調査とその結果の報告までは無料ということを定めているだけであって、引き直し計算書の電子データを始めとした新宿事務所が業務を遂行する中で作成した成果物を無料で引き渡すことまで定めているものではない（この点は、審査請求書29~32頁、2021年7月15日付け主張書面（4）6~8頁を参照）。

エ よって、依頼者が新宿事務所から①ないし③の成果物を無償で引渡しを受けられる権利があるとの原議決書が採用した見解は、法的に成り立たないのであるから（審乙23号証）、貴委員会は同様の見解に立っては

ならない。

B

(原議決書32～33頁)

(3) 本件支払は事件紹介の対価であること

140万円超過払事件の新宿事務所から被審査法人への引継ぎの法律関係は、本件業務委託契約書の記載事項によって説明が尽くされているとは言い難い。140万円超過払事件の新宿事務所から被審査法人への引継ぎには、新宿事務所が広告等に基づいて自ら直接受任した依頼者について、被審査法人が新宿事務所から紹介を受けるという本件業務委託契約書には記載のない要素が含まれている。

また、被審査法人が新宿事務所に対して支払う金員には、業務委託の対象となる以前のもの、すなわち被審査法人が依頼者から受任する以前の作業に対するものが含まれており、新宿事務所が被審査法人に引き継ぐ以前に行った業務の対価は、その業務が有償である場合には、委任者である依頼者が支払うべきものであり、被審査法人には業務委託契約に基づく支払義務はない。

新宿事務所が行った作業の成果物に対する対価の精算については、仮に精算の必要がある場合には新宿事務所と依頼者との間で行われるべきものであり、当該依頼者に無断で被審査法人が新宿事務所に対して対価を支払うべき性質のものではない。

そうすると、被審査法人が、いまだ事件の報酬を受け取っていない段階であるどころか、事件を受任したばかりの段階で、新宿事務所に対して一定の金員の支払をするということは、それが事件の紹介に対する対価であるからであり、仮に他の趣旨が併存しているとしても、少なくとも事件紹介の対価の趣旨が含まれていることは否定できないというべきである。

(1) 140万円超過払事件の引継ぎには依頼者の紹介を受ける要素があると
の点について

審査請求法人は、代理権超えとなった新宿事務所から紹介された依頼者との間で新たに委任契約を締結する以上、140万円超過払事件を引き継ぐに際して、依頼者の紹介を受ける要素があるのは当然のことである。

しかしながら、依頼者の「紹介」を受ける要素があるという点は、必ずしも、事件の引継ぎに際し、審査請求法人が、新宿事務所から成果物の引継ぎを受け、新宿事務所に裁判書類作成業務を委託したことの対価として金銭を支払う場合に、その金銭が当然に「紹介料である」ということを意味しない。「少なくとも紹介料の趣旨が含まれている」と言えるのは、その金銭が不相当地過大と認められる場合だけである。

原議決書33頁は、「そうすると、（中略）それが事件の紹介の対価であるからであり、仮に他の趣旨が併存しているとしても、少なくとも事件紹介の対価の趣旨が含まれていることは否定できない」としているが、論理飛躍があり、全く理由付けになっていない。

(2) 成果物の引渡しを受けるための対価が有償である場合の清算は依頼者が
行うべきで、依頼者に無断で審査請求法人がしてはならないとの点につい
て

ア 原議決書は、審査請求法人が新宿事務所から引き継ぐ成果物は新宿事務所が依頼者から受任した業務として作成したものである以上、その成果物の引継ぎの対価の清算は新宿事務所と依頼者との間でなされるべきで、依頼者に無断で審査請求法人が清算をすべき筋合いにないとする。

イ しかしながら、依頼者は、過払金を回収したら成功報酬を支払うとの合意の下、新宿事務所に過払金回収を依頼したのである。過払金も回収していないのに途中で放り出されて、「後は弁護士を自分で探せ」、「代理

権の範囲を超えて辞任せざるを得ないからそれまでの対価を清算せよ、そうしなければ成果物は引き渡さない」と新宿事務所に言われても依頼者は困惑するだけである。依頼者の立場に立てば、原議決書が述べる「べき論」は現実を無視していると言わざるを得ない。

他方で、新宿事務所から成果物の引継ぎを受けられなければ弁護士の下で同じ作業をやり直すことが必要になるが、それでは依頼者にとって無用な時間や労力のコストがかかり、過払金の回収が遅れることになってしまう。依頼者とすれば、新宿事務所が代理権の範囲を超えて辞任をせざるを得ないのであれば信頼できる弁護士に引き継いでもらい、早く過払金を回収してもらいたいと考えるのが当然であろう。その際、弁護士が新宿事務所から成果物を引き継ぐに当たり、過払金を回収した場合に自らが受領する成功報酬を引当として、弁護士自身がリスクを負担して成果物の引継ぎの対価を依頼者に代わり新宿事務所に清算してくれるのであれば、依頼者にとって何の損もない話である。

ウ 原議決書は、依頼者ではなく審査請求法人が支払うことを問題にするが、審査請求法人は依頼者の新たな代理人で、過払金を回収した場合にその中から成功報酬を受領できる点では依頼者と経済的に一体の関係にあるのである。受任した自らの業務に必要だから依頼のために成果物を引き継ぐこととし、過払金を回収した場合に自ら受領する成功報酬を引当に、依頼者に代わって弁護士が自らのリスク負担で対価を清算することを禁止する理由はどこにもない。

また、弁護士が自らの費用負担で成果物の引継ぎの対価を新宿事務所に支払う以上、依頼者に「無断」で支払をしたからといって、それが問題視されるべき理由もどこにもない（審査請求書37～38頁を参照）。

実際に、日本と同様に弁護士による紹介料の支払を禁止するルールを有するアメリカでも、このような後任者から前任者に対する業務報酬の

清算は紹介料の支払に当たらないとの見解が示されている（審乙7号証の2）。

C

(原議決書33～35頁)

(4) 成果物の引継ぎが有償で行われることの意味

(中略)

しかしながら、前記（3）のとおり、その成果物は、新宿事務所が依頼者の委託を受けて完成させたものであり、成果物の完成にコストがかかっていたとしても、新宿事務所の業務として受任している以上、それは依頼者との関係で精算されるべきものである。

また、被審査法人が140万円超過払事件を新宿事務所から引き継いで受任する際に成果物を譲り受けて活用することは、依頼者の利益になる側面を有することは否定できないが、そのことと成果物の対価を支払って有償で譲り受けることが許されるかとは別問題である。

事件は、依頼者と依頼者が抱えている紛争とが密接に結び付いて構成されているところ、事件の弁護士への委任は、依頼者自身によるコントロールにより行われなければならない。

(中略)

すなわち、依頼者+紛争を事件として観念すると、事件の紹介とは、ただ単に紛争のみを紹介することはあり得ず、必然的にその紛争を抱えている依頼者も紹介することになる。

しかるに、現行懲戒制度においては、事件から紛争だけを、依頼者自身にコントロールさせることなく、第三者が対価の支払（名目を問わない。）を伴う取引の対象とすることが禁止されている。依頼者は、本人自身が紛争解決を直接弁護士に依頼することとされ、依頼者以外の第三者が紛争のみを商品として弁護士へ引き継いだり、手数

料を得て紹介したりすることは禁止されており、無償の紹介行為のみが許容されているのである。

例えば、コンサルタント業や士業を営む者が、紛争に関して事実関係の調査を行つて事件の紹介をした場合に、その調査の成果に対する対価を弁護士が支払うことは禁止されるし、さらに弁護士同士であっても事件の引継ぎの際、引継ぎを受ける弁護士が紹介する弁護士に対し、それまでの業務の対価を支払うことは禁止される。紹介された弁護士がこれらの対価を支払う理由や必要性は存在せず、紹介者の作業や成果に対する対価の支払はあくまでも依頼者自身が行わなければならない。

したがって、紛争に関して何らかの作業を行った者がいたとして、仮にその作業の成果物の対価が発生したとしても、その対価を支払うのはあくまでも依頼者自身であり、事件を紹介された弁護士がその対価を支払うことは、紛争のみならず依頼者の紹介に対する対価となるので禁止されているのである。

本件においても、被審査法人は、新宿事務所から依頼者の抱える紛争に関する成果物だけを対価を支払つて譲り受けて、成果物とともに依頼者が依頼しないのであれば意味がなく、依頼者（及びその抱えている紛争）と成果物をワンセットとして引き継いで初めて意味を持つのである。そして依頼者と成果物をワンセットとして事件を引き継ぐことが正に紹介なのであり、これを有償で行なうことが紹介料の支払として禁止されているのである。その意味で、本件における19万8000円の支払が成果物の譲渡の要素のみから構成されているとみることはできず、紹介の対価も含まれているとみるべきことになる。

(1) 紹介者の作業や成果に対する対価の支払はあくまでも依頼者自身が行わなければならぬとの点について

ア 原議決書は、「紹介者の作業や成果に対する対価の支払はあくまでも依頼者自身が行わなければならない」と述べる。

他方で、原議決書は、「紹介された弁護士がこれらの対価を支払う理由

や必要性は存在せず、紹介者の作業や成果に対する対価の支払はあくまでも依頼者自身が行わなければならない」とするが、これは紹介者から事件を引き継いだ者において、紹介者の作業や成果に対する対価を支払う「理由や必要性」があれば別ということである。

本件では、前記Bの（2）イで述べたように、審査請求法人が依頼者に代わって新宿事務所の作業や成果に対する対価を支払う理由も必要性もあったのであるから（上記の引用部分で、原議決書も「依頼者の利益になる側面を有することは否定できない」としている。）、原議決書が述べる上記のルールは本件には妥当しない。

イ 本件の19万8000円については、以下に述べるような事情がある。

- ① 従前、新宿事務所と依頼者との間では、140万円超過払事件であることが判明した場合に、単独原告用の裁判書類の作成まで行って19万8000円で清算するとの委任契約書を締結していたこと（請求事案乙43号証の4頁及び添付資料3）
- ② （依頼者の意思に基づき）新宿事務所から140万円超過払事件の引継ぎを当時受けている弁護士（注：審査請求法人以外の弁護士）は、①の合意を前提として、過払金を回収した場合に受領する自らの成功報酬を引当に自らのリスクで19万8000円を新宿事務所に支払って成果物の引継ぎ（本件業務委託契約書第2条の（1）、（2）、（3）、（4）と同じ成果物の納品）を受けていたこと
- ③ そうしていたところ、貸金業者が非弁提携であると言い立てて、訴訟の中で争点化してきたため、過払金回収が長期化する、不本意な和解に応じさせられるといった依頼者に不利な事態とならないように、新宿事務所と引継先となっていた弁護士が協議して、新宿事務所と依頼者との間で19万8000円を清算する方式をやめ、新宿事務所と引継先となる弁護士との間で19万8000円を清算する方式に切り替えたこと
- ④ 審査請求法人は、新宿事務所から当時140万円超過払事件を引き継いでいた

弁護士が③の方式によって新宿事務所が作成した成果物の納品を受けていた中で、③の方式による19万8000円の支払が紹介料の支払に該当しないことを文献調査や外部の弁護士に意見照会するなどして慎重に確認した上、適法であると判断して本件業務委託契約書を締結したこと

- ⑤ さらに、審査請求法人は、140万円超過払事件を引き継ぐに際し、本件業務委託契約第2条の(1)、(2)、(3)、(4)の業務に加えて、(5)の業務を委託することとし、これにより実際に8割弱の事件で共同原告用の裁判書類を納品してもらっていたが、それでも新宿事務所に支払われる対価は19万8000円に据え置かれたこと
- ⑥ したがって、19万8000円は、新宿事務所から引継ぎを受けた成果物の対価、及び、新宿事務所に委託された裁判書類作成業務に対する適正な報酬の支払であって、決して紹介料と目されるようなものではないこと

上記①で、新宿事務所と依頼者が合意していた19万8000円が司法書士に対する適正な報酬であることは疑いがない。新宿事務所から140万円超過払事件の引継ぎを当時受けていた弁護士はもちろん、審査請求法人も、上記①②の方式で報酬を清算した場合に、貸金業者からの不当な攻撃に曝される事態を回避するために、上記③の方式によることとしたのである。

「紹介者の作業や成果に対する対価の支払はあくまでも依頼者自身が行わなければならない」とのルールからすれば、審査請求法人が19万8000円を支払うと紹介料ということになるが、上記③の方式は、新宿事務所において、従前は依頼者と行うこととしていた報酬清算を、事件を引き継ぐ弁護士と直接行うようになっただけのことで、実質は同じことである。誰が支払義務を負っているのかという主体が依頼者ならば報酬清算になるが、それが事件を引き継ぐ弁護士ならば紹介料になると

いうのは、全くの背理である。

(2) 事件を紹介された弁護士が紹介者の作業や成果に対する対価を支払うことは、依頼者の事件の対価となるので禁止されるとの点(ワンセット理論)について

ア 原議決書が述べる上記のルールは、審査請求書33頁で述べたとおり、東京弁護士会が編み出した「新ルール」である。

弁護士法72条後段の解説や弁護士職務基本規程13条1項の解説には、このようなルールへの言及は見当たらない。寧ろ、「報酬」は周旋をすることとの対価関係に立っていることが必要(条解弁護士法第5版644頁)、「謝礼その他の対価」とは紹介行為との対価関係が必要(請求事案乙42・解説弁護士職務基本規程第3版31頁)とされており、紹介に付随して紹介者の作業や成果に対する適正な対価を支払うことは、これらの規定に抵触するわけではない。

例えば、ある新人弁護士Aが初めて法人破産申立の相談を受けた場合に、経験もなく多忙であるため先輩弁護士Bに紹介し、先輩弁護士Bのみが受任したが、新人弁護士Aに可能な範囲で手伝ってもらったという場合に、先輩弁護士Bが新人弁護士Aの作業や成果に対する適正な対価を支払ったからといって、誰もこれを紹介料であると言うことはないであろう。

法27条、基本規程13条1項で禁止されるのは、「紹介それ自体に対価を支払うこと」なのである。

本件で審査請求法人は、新宿事務所が作成した成果物の引継ぎ、及び、新宿事務所に対する裁判書類作成業務の委託の対価として1件当たり19万8000円を支払っていたものであり、紹介行為に対して金銭を支払っていたわけではない。新宿事務所からの紹介行為は無償で行われ

ている。

イ 原議決書は、「依頼者と成果物をワンセットとして引き継ぐことが正に紹介であり、これを有償で行うことが紹介料の支払として禁止されているのである。」とし、本件の19万8000円の支払は成果物の譲渡の要素のみから構成されているとみることはできず、紹介の対価も含まれているとする。

しかしながら、本件は、前述したとおり、新宿事務所が作成した成果物の引継ぎ、及び、新宿事務所に対する裁判書類作成業務の委託の対価として1件当たり19万8000円を支払っていたものであって、紹介行為に対しては1円たりとも金銭は支払われていない。

通説では、紹介行為との対価関係が必要なのであって、作業や成果に対する適正な対価はこれに含まれないことが明らかである。原議決書の言い方によれば、依頼者の事件と成果物がワンセットになっている以上、作業や成果に対する対価として支払っても、依頼者の事件の紹介の対価になると言っているのと同じである。このような乱暴なワンセット理論は、明らかに紹介行為との対価関係を要求する通説に反しているし、拡大解釈で予測可能性を害しており、罪刑法定主義に違反する。条解弁護士法第5版644頁は、「報酬は、（中略）周旋をすることと対価的関係に立っていることが必要であり、（中略）この対価的関係がないときは、本条違反の罪は成立しないものと解される。けだし、「報酬」という概念は、一般に、一定の役務の対価として与えられる反対給付をいうものであって、対価的関係が当然の前提になっているものと解されるし、この要件を不要とすると、処罰の範囲が無限定になってしまふからである。」と述べている。原議決書の認定は、正に条解弁護士法が懸念したところの「処罰の範囲が無限定になるリスク」が顕在化したものと言うべきである（審査請求書34～37頁も参照）。

ウ もっとも、19万8000円が、新宿事務所が作成した成果物の引継ぎ、及び、新宿事務所に対する裁判書類作成業務の委託の対価として不相当に過大であるとすれば、実質的に紹介の対価も含まれているとの議論は有り得る。

しかしながら、不相当に過大であるかという観点でも、従前に新宿事務所と依頼者が合意していた19万8000円¹が司法書士に対する適正な報酬であることには疑いがない。審査請求法人が新宿事務所に支払っていた金額も同じ19万8000円であるから、これが不相当に過大と言われるような事情はない。まして、審査請求法人は、前記（1）イの表の⑤のように「+αの業務」まで委託することとして、なおも19万8000円としていたのであるから、なおさらこれが不相当に過大と言われるような事情はない（以上につき、2021年7月15日付け主張書面（4）8～12頁を参照）。

D

（原議決書35～36頁）

（5）成果物に係る業務については無償であると明記されていること

ア 新宿事務所は、140万円超えが予想される案件について、平成24年当時には、「過払金返還請求につき司法書士の代理権を超えた場合」には、「裁判所に提出する書類等の作成及びその他の書類の作成並びにそれに付随する事務代行手数料」として、1債権者につき19万8000円を請求できる委任契約書を締結していた（会認知事案乙9添付資料3）。

しかしながら、実際には新宿事務所が代理人として訴訟提起ができないのに報酬を支払うことに対して、依頼者から不満が出て、現実に支払がなされない場合が続

¹ 本件業務委託契約書第2条の（1）、（2）、（3）、（4）までの業務に相当する対価であった。

出したことが推認される（会認知事案甲16）。

また、新宿事務所と依頼者との間の契約書に19万8000円の支払が記載されたままで、その後事件が弁護士に引き継がれ、弁護士が依頼者に代わって19万8000円を支払うと貸金業者から有償周旋に当たるのではないかとの指摘が相次ぐようになった（懲乙6）。

そこで新宿事務所は、140万円超えが予想される案件についても、依頼者との関係では報酬を無償としつつ、何とか報酬を確保できる方策を考えた。

その結果、新宿事務所は140万円超過払事件か否かにかかわらず、資料請求費用及び調査費用は無料という触れ込みで顧客を集め、140万円超過払事件と判明した場合には、契約上成果物作成にかかる費用を依頼者に対する関係では無料とし、依頼者に説明をしないで事件を引き継ぐ弁護士に業務委託を受けたという名目で請求するという形態を考え出した。

そのことで、新宿事務所は、140万円超えか否かを気にせずに過払金返還請求に焦点を絞った広告宣伝活動に注力することができるようになり、相談、資料請求及び調査費用は無料という触れ込みで大量の集客を進めていった。

（1）新宿事務所が従前の依頼者との委任契約書を廃止した経緯について

原議決書は、新宿事務所が140万円超過払事件であることが判明した場合に「裁判所に提出する書類等の作成及びその他の書類の作成並びにそれに付随する事務代行手数料」として、1債権者につき19万8000円を請求できる委任契約書（請求事案乙43号証の添付資料3）を廃止した経緯について、依頼者から不満が出て、現実に支払がなされない場合が続出したことが「推認」され、それが原因としている。

しかしながら、この認定は「推認」の名の下に、何ら根拠のない事実認定を一方的にしたものである。そもそも会認知事案甲16号証には、そのような推認の根拠となる事実に関する記載は全くない（審査請求書49～

～50頁も参照）。従来の契約では、前記Cの（1）イの表の①②で述べたとおり、19万8000円を支払っていたのは依頼者ではなく引継先となっていた弁護士であったから、依頼者から現実に支払がなされない場合が続出するわけもないである。

実際の経緯は、前記Cの（1）イの表のとおり、従前は①②の方式で新宿事務所に対する報酬の精算をしていたところ、③のように貸金業者からの不当な攻撃を受けて③の方式（名実とも引継先となる弁護士が支払う方式）に切り替えたことから、依頼者との関係で、140万円超過払事件であることが判明した場合に「裁判所に提出する書類等の作成及びその他の書類の作成並びにそれに付随する事務代行手数料」として、1債権者につき19万8000円を請求できるとの条項を残しておく必要がなくなったために、これを削除したというだけである（審乙5号証の10頁）。

（2）新宿事務所の広告による集客について

原議決書は、「新宿事務所は140万円超過払事件か否かにかかわらず、資料請求費用及び調査費用は無料という触れ込みで顧客を集め」、「新宿事務所は、140万円超えか否かを気にせずに過払金返還請求に焦点を絞った広告宣伝活動に注力することができるようになり、相談、資料請求及び調査費用は無料という触れ込みで大量の集客を進めていった」とする。

しかしながら、新宿事務所は、自らのホームページはもちろん、過払金事件の広告を出稿する際には、司法書士は訴額140万円以下の事件のみを取り扱えることを明らかにしていた（審乙28号証ないし審乙29号証の5）。新宿事務所が140万円超過払事件か否かにかかわらず上記のような触れ込みで大量の集客を進めていたとの事実はない。

(原議決書3・6～3・7頁)

(5) 成果物に係る業務については無償であると明記されていること

イ 新宿事務所は依頼者と、「お借り入れに関する資料の代理取得及び調査」に伴い発生する報酬・実費・手数料については無料とする契約を締結している（会認知事案乙26）。この条項は、契約書の他の条項、取り分け第1条の「事件処理の内容」の「①お客様のお借り入れ先のお取引に関する資料の代理取得、及び調査」という文言と併せて解釈すると、各債権者の取引履歴データ・証書の取寄せ業務、これに基づき作成した引き直し計算書の作成業務については、無料とするものとしたと解される。

したがって、新宿事務所は140万円超過払事件であることが判明した場合、依頼者に対し19万8000円の報酬請求どころか一切の報酬請求権がないことになる。依頼者からしてみれば、費用の精算問題は生じず、新宿事務所の実働業務への報酬支払義務はない。

そればかりか、140万円超過払事件と判明した以上、新宿事務所としては、委任関係が終了し、取引履歴データ・証書及びこれに基づき作成した引き直し計算書を依頼者から請求があれば無償で引き渡す義務があると言える。

このように、被審査法人の主張を前提とすると、新宿事務所は本来、契約に基づけば依頼者に対しては一切報酬請求ができないにもかかわらず、被審査法人に事件を紹介し成果物の引継ぎをすれば、報酬が得られることになり、極めて不合理である。

被審査法人は、新宿事務所は依頼者との関係で引き直し計算等の業務の報酬を請求できないものではないと主張するが、新宿事務所と依頼者との委任契約書（「ご依頼書」）に資料請求費用及び調査費用は無料と明記され、それで合意している以上、不合理な主張である。

この点は、前記Aの（2）ウで既に述べたので再論しない。

F

(原議決書37～38頁)

(5) 成果物に係る業務については無償であると明記されていること

ウ 新宿事務所は、依頼者には被審査法人に受任してもらうという連絡はしているものの（会認知事案甲15）、依頼者は、委任契約書（「ご依頼書」）に無料と明記されていることもあって自分が19万8000円を支払う義務があるものとは認識していない。

また、新宿事務所が、被審査法人への事件の引継ぎの際に、被審査法人から新宿事務所に19万8000円が支払われることから、依頼者からは新宿事務所に報酬を支払わなくてもよいということを依頼者に説明し、同意を得ていた事実はない。

そのことからすると、被審査法人の新宿事務所への支払は、依頼者の新宿事務所に対する報酬支払義務の肩代わりとみることはできない。

なぜなら、そもそも依頼者は新宿事務所との間で、報酬支払について合意をしておらず、報酬支払義務が発生しているとは認められないから、被審査法人との間で被審査法人が支払った金員につき、最終的に精算をするという関係ではなく、被審査法人は当該金員を自己の計算で行ったと認められるからである。

また、被審査法人が自己の計算で新宿事務所に支払をしていることは、被審査法人が依頼者に立て替えたとする支払額を、過払金の回収の有無にかかわらず一切請求していないことからも明らかである。

なお、仮に、依頼者の新宿事務所に対する報酬支払義務を肩代わりしたことになると、基本規程第69条が準用する同第25条が禁止する「依頼者との金銭貸借等の禁止」に抵触するおそれがあることを付言しておく。

原議決書は、19万8000円の支払が審査請求法人から新宿事務所に対して行われることの説明や同意がないとするが、この点に依頼者への説明や依頼者の同意が必要ないことは、前記Bの（2）ウで既に述べたので再論しない。

なお、審査請求法人が19万8000円を自己の計算で支払っていたことは、原議決書が指摘するとおりである。

G

(原議決書38~39頁)

(5) 成果物に係る業務については無償であると明記されていること

工 仮に、司法書士に一定の代理権を認めていることの帰結として、代理権の有無を判断するために必要な事案把握のための事実確認作業を行うことも許容されているとしても、それを無償で行う場合には実施者のリスクとして行うべきこと、ないしは依頼者との合意に基づく精算を前提に行われることであって、それを反復継続して行い、第三者に（たとえ弁護士であっても）成果物として報酬を求めるることは許されない。

なぜなら、司法書士は、債務整理事件の受任に際して、司法書士法によって140万円を超える過払金の返還請求事件の受任はできないという内在的制約があることを前提に広告活動を行い、かつ受任をしなければならないからである。

確かに、140万円を超える過払金があるかどうかは、受任をして引き直し計算をしてみなければ分からぬかもしれないし、またそれに要する作業について一定の労力やコストが必要となることも事実である。かつては、新宿事務所が依頼者との間でそれらの作業について19万8000円の報酬合意をしていたことも認められる。

しかし、現実には、依頼者から納得を得られず、報酬の受領に難航したことが推認される（会認知事案甲16）。

そのこともあって、新宿事務所は、140万円超過払事件であっても、確実に司法書士の報酬を回収できるスキームを考案したものと推認される。

すなわち、140万円超過払事件かどうかは引き直し計算をしなければ判明しないという名の下に、本来有している請求額が140万円を超える事件は受任できないという内在的制約を無視して、相談料は無料で完全成功報酬制をうたって大量の広告を行って集客と受任をし、引き直し計算をして受任できないことが判明しても、提携した弁護士に事件を紹介し引き継ぐことで確実に19万800円を回収し、それまでに要した費用と利益を確保できるスキームを生み出したと考えられる。

その結果、新宿事務所は、当初から代理人に就任すると非弁行為となる140万円超過払事件になる可能性がある案件であっても、被審査法人に引き継ぐことを前提にして、幅広く広告をして受任をしていたと言えるのである。

確かにこの活動は、過払債権者の掘り起こしと救済という側面も有することは否定できない。

しかしながら、このスキームは、市民の権利救済という名の下で、結果として事件紹介業をビジネスとして成立させてしまう危険性があり、弁護士がこれに加担する結果を招くことになって、許されないものである。

(1) 新宿事務所が従前の依頼者との委任契約書を廃止した経緯については、前記Dの(1)で既に述べたので再論しない。

(2) 新宿事務所が140万円超過払事件を受任できないという内在的制約を無視して広告、受任をしていないことについても、前記Dの(2)で既に述べたので再論しない。

(3) 原議決書が述べている、新宿事務所が提携した弁護士に事件を紹介して引き継ぐことで確実に19万800円を回収し、それまでの費用等を確

保できるスキームを生み出したとの点は、余りにも穿った見方である。

新宿事務所から成果物の引継ぎを受け、また、新宿事務所に裁判書類作成業務を委託することは、依頼者の利益になるからこそ行われていた取引である。その場面で、新宿事務所が成果物の引継ぎ、及び、裁判書類作成業務の委託について適正な対価を取得することは当然である。

これにより、新宿事務所においてそれまでの費用等が無駄になるリスクが解消されたとしても、それはあくまでも結果論である。適正な対価には利益が含まれるのだから、利益を得ること自体も何ら非難されるべきことではない。

また、本件の19万800円が、成果物の引継ぎ、及び、裁判書類作成業務の委託に対する適正な対価であることは、前記Cの（2）ウで述べたとおりであり、これが事件紹介業として指弾されるような筋合いにはない。仮に他で事件紹介業をビジネスとして成立させてしまうおそれがあるとしても、本件のような明らかに依頼者の利益になる適法な士業協働を禁圧すべき理由にはならない（他で事件紹介業がビジネスとして横行しないように、日弁連と日司連は代理権超えの事件を引き継ぐ際の適切なガイドラインを示すべきなのである。それにもかかわらず、約20年にわたり日弁連はその取組みを怠っている。）。

H

（原議決書39～41頁）

（6）裁判書類作成業務の委託についても合理性が認められないこと

イ しかしながら、④の業務については、一般に、過払金返還請求訴訟の訴状は定型化されたひな型を利用して作成することが可能であって、一定程度は定型化した事務的な作業であり、弁護士がわざわざ有償で司法書士に委託して行う必要性のある性質の業務とは言い難い。

過払金事件では、その事件内容からすると利息の支払事実の確定と元本への充当計算が正確になされれば、不当利得として返還請求できる金額が自動的に算出できる。この計算手続は汎用ソフトを利用してなされ、パソコンを操作できる者であれば、特に法的な資格がなくても誰にでも行うことができる単純作業である。債権の数や連続性等について法的問題が争われるとしても、処理に要する時間等も踏まえると、いわゆる通常の事件よりも単純作業の要素が大きいことは否定できず、被審査法人の規模の法律事務所では十分に対応可能である。

また、訴状の作成等の裁判用書類一式の作成・訴訟準備支援業務の委託といつても相当に定型化した事務的な作業が大部分であり、専門的な知識を駆使した司法書士による専門的業務は、訴状作成段階では多くはないと言っても過言ではない。

ウ 次に、⑤の業務についても、共同訴訟の訴状作成の過程においては、確かに新宿事務所の司法書士と被審査法人所属の弁護士との間で、法律上の問題点をめぐってやり取りがなされていることは認められる。しかし、その後の製本作業については一定の労力と時間を要することはあるものの、それらはいずれも専門職である司法書士が行う作業ではなく、事務職員の作業である。また、⑤の作業は共同訴訟として通常5件ないし10件をまとめて裁判用書類を作成しているところ、被審査法人は自らが受任した事件については、同様の作業を新宿事務所に委託することなく内部で処理作業をしている。(中略) 新宿事務所から紹介を受けた事件のみを特段委託する必要性があるか疑念があると言わざるを得ない。

エ したがって、④及び⑤についても、業務を委託することの合理性が認められず、むしろ紹介料と評価されないための、実績作りを装ったものとの疑念は残ると言わざるを得ない。

(1) 原議決書は、審査請求法人が新宿事務所に委託していた裁判書類作成業務について必要性に疑義があり、合理性が認められないとしている。

しかしながら、140万円超過払事件について、元利金満額の回収を図

るためには訴訟を辞さない強気の交渉が必要で、交渉が決裂した場合に直ちに訴訟提起をする必要がある。当時の審査請求法人の人員では、新宿事務所から引き継がれる大量の140万円超過払事件につき直ちに訴状等一式を作成して訴訟提起をすることは困難であった反面、新宿事務所からの引継ぎがいつまで続くのかも分からぬ中で、人員と体制を強化するための投資に踏み切ることもできなかつた。

そこで、審査請求法人は、その事件に関する争点を既に把握していて、過払金返還請求訴訟に関する専門的な知見とノウハウを有する新宿事務所に裁判書類作成業務を委託し、その支援を受けることとしたのである。裁判書類作成業務に関する業務委託に必要性と合理性が認められることは疑いの余地がない。

(2) ④⑤の業務を新宿事務所に委託する合理性があったことについては、審査請求書39～43頁で詳細に主張したので参照されたい。

I

(原議決書41～43頁)

(8) 品位を失うべき非行に当たるかどうかの検討

ア 対価の相当性について

(ア) まず、被審査法人が主張する対価の相当性が非行性の認定に影響を与えるかどうかである。

被審査法人は、新宿事務所が作成した成果物と裁判書類作成業務について、それぞれ10万円程度として、価額については相当であると主張するので、この点について検討する。

(イ) 本件業務委託契約書第2条の前記①ないし③の業務について、被審査法人は、司法書士の業務として10万円程度とするのを相当とし、その根拠として司法書士の平均的なタイムチャージが1万円前後であり、6時間程度の稼働を要するこ

と、補助者の関与、事務所賃料、業務処理システムの構築費・運営費等を考慮し、更に事務所の利益を勘案すると10万円程度が合理的であると主張する。

しかしながら、引き直し計算が司法書士の業務として10万円程度を要するとするのは割高である感は否めない。

そもそも、引き直し計算は、計算ソフトにデータを打ち込むことに精通すれば完成する仕事であり、弁護士事務所での取扱いと同様に事務職員の業務であって、法律の専門職が行う業務ではない。

日本司法書士会連合会の「債務整理事件における報酬に関する指針」において、任意整理事件の基本着手金が5万円と定められていること（この基本着手金が実質的に引き直し計算等の業務に相当すると考えられる。）、裁判例において司法書士の裁判書類作成業務の通常の対価を4～5万円としている事例があること（大阪高裁平成26年5月29日判決）、一般的にタイムチャージは、被審査法人の主張する事務所のコストや利益が含まれた上で設定されていることを勘案すると、成果物の対価を10万円程度とするのは相当ではない。

(ウ) 次に、同じく前記④及び⑤の業務について、被審査法人は10万円程度を相当とし、その根拠として司法書士へのアンケート結果による訴状作成費用の相場を引用する。

しかしながら、本件における新宿事務所の裁判書類作成業務が1件につき10万円相当というのは割高に過ぎると言える。

司法書士のアンケート調査の対象となった訴状作成業務は、事件ごとに依頼者から事情を聴取し、資料を精査し、事実を整理して法律構成を行なって、完成していく業務である。そして、その業務の内容は、個々の事件により全く異なる。

それに対して、前記④の業務は、引き直し計算によって過払金額（請求額）が確定すれば、裁判籍、当事者目録、訴訟物の価額、ちよう用印紙額は直ちに確定できるし、請求の趣旨及び請求の原因、付属書類の起案は全て事前に準備されたひな型によってそれほどの困難なく訴状のデータは作成できる。したがって、通

常の事件のように改めて依頼者から事情を聴取するというような作業の必要がない。

さらに、⑤の業務は、作業に一定の労力と時間を要することは認められるものの、これらの作業は事務職員の仕事であることや複数の原告をまとめて共同訴訟にした訴状作成であるから、まとめれば1件につき10万円相当というのも割高と評価されてもやむを得ないと言える。

(1) 原議決書は、対価の相当性を「品位を失うべき非行」の該当性との関係で論ずる。

しかしながら、本件の19万8000円が紹介料と認められるか否かは、新宿事務所からの成果物の引継ぎ、及び、新宿事務所に対する裁判書類作成業務の委託の対価として不相当に過大と認められるかによって決まる問題であるから、これを基本規程13条1項に違反するか否かの段階で検討せず、「品位を失うべき非行」の該当性で検討している原議決書の立場は法的に誤りである。

(2) 原議決書は19万8000円が対価として割高とする理由を縷々述べるが、この点については、審査請求書43～47頁でも詳細に主張したので参照されたい。

(3) 本件で重要なのは、原議決書では、前記Cの(1)イの表にまとめた経緯には一切触れられておらず、この点に関する審査請求人らの重要な主張が完全に黙殺されているということである。表にまとめた経緯からすれば、前記Cの(2)ウで述べたとおり、これが高額であるとの評価は成り立たないはずである。

(原議決書43~44頁)

(8) 品位を失うべき非行に当たるかどうかの検討

イ ワンストップ・サービスとして正当性があるかどうかについて

被審査法人は、本件は、司法書士と弁護士が連携して、140万円超えが判明するまでの調査業務と訴状等の書面作成業務までは司法書士が、その後の準備書面作成、和解交渉、出廷業務は弁護士が分担して、依頼者に対してワンストップ・サービスを提供したものであり、合理的な基準に基づく司法書士と弁護士の報酬が分配されているので、基本規程第12条の報酬分配規制の例外としての「正当な理由がある場合」に該当して許されると主張する。

しかしながら、本来ワンストップ・サービスでは、各専門家がそれぞれの専門分野に応じて依頼者との報酬契約を締結することを前提に、連携して業務を行い、その結果支払われた報酬の分配を行うものである。本件のような本来新宿事務所の依頼者に対して、請求額が140万円を超えることによって業務ができないことにより、被審査法人に依頼者と事件を紹介して引継ぎを行った場合には、合理的な基準に基づく報酬の分配が許される場合とは異なり、もはや新宿事務所は当該事件との関係においては依頼者から委任を受けている関係には立たないのであるから、基本規程第12条ただし書により許容されるワンストップ・サービスとは評価されない。

ましては、本件では、いまだ何らの業務を行っておらず依頼者に対する報酬請求権が発生していない段階で、被審査法人が依頼者に代わって新宿事務所に報酬を支払う合理的理由はないし、依頼者と新宿事務所とは、辞任までに行った調査等の業務に関する報酬は無償と合意しているのであるから、依頼者との関係で報酬の分配に正当な理由があるとも認められない。本件は、被審査法人の負担において19万8000円が支払われているのであるから、新宿事務所にとって、依頼者は過払債権者ではなく被審査法人なのであり、新宿事務所から見ると被審査法人から弁護士資格の名義借りをしたと同様の経済的活動を可能としただけである。新宿事務所は

結果的には140万円超過払事件について被審査法人を依頼者として業務をしてい
ると評価でき、正当な理由による報酬の分配とは認められない。

また、仮に被審査法人の過払金請求が何らかの理由で頓挫した場合には、被審査
法人が新宿事務所に19万8000円を支払っただけで事件が終了し、ワンストップ
・サービスによる報酬の分配は実現しない（例えば、会認知事案の場合がそうで
ある。）。

その点から見ても、正当な理由による報酬の分配とは評価できない。

- (1) 本来のワンストップ・サービスではないとの点については、審査請求書
48～49頁で詳細に主張したので参照されたい。
- (2) 依頼者に対する報酬請求権が発生していない段階で新宿事務所に報酬を
支払う合理的理由がないとの点については、原議決書27頁の認定事実の
不当性を述べる箇所で既に述べた。
- (3) 依頼者と新宿事務所が調査等の業務は無償と合意しているから報酬分配
に正当な理由がないとの点については、前記Aの(2)で述べたとおり、
依頼者が無償で成果物の引渡しを受けられるわけではないことを指摘し
ておく。
- (4) 新宿事務所は審査請求法人を依頼者として業務を継続しており、審査請
求法人から弁護士資格の名義借りをしたのと同じとの点は、①ないし③の
業務は140万円超過払事件であることが判明するまでの調査業務は司
法書士法3条1項7号に基づき、裁判書類作成業務は同項4号に基づき、
それぞれ司法書士が適法に行うことができる業務である。したがって、そ
もそも新宿事務所が審査請求法人から弁護士資格の名義借りをしたのと
同じとする原議決書の評価自体が失当である。原議決書が審査請求人らを、
新宿事務所と非弁提携した、新宿事務所の非弁行為を助長した、という偏
見をもって見ていることを如実に示す言及であると評さざるを得ない。

K

(審査請求書 44~45頁)

(8) 品位を失うべき非行に当たるかどうかの検討

ウ 依頼者の負担が増えていないことについて

被審査法人は、本件においては依頼者の負担は一切増えておらず、事件を紹介する者がいることによって依頼者の負担が増加することではなく、当事者その他の関係人らの利益を損ねることもないため、基本規程第13条第1項の趣旨は害されることはないと主張する。

しかしながら、被審査法人も新宿事務所も、依頼者に対して、新宿事務所が各債権者から取り寄せた取引履歴データ・証書、これに基づき作成した引き直し計算書を、報酬の支払なく受領できることを説明したと認められず、依頼者の利益を守っているとは評価できない。

また、依頼者に対し、報酬の支払なく成果物を受領できることを説明したならば、依頼者は他の弁護士に依頼し、被審査法人に依頼するより有利な結果を得た可能性もあり、その意味で依頼者は他の弁護士に依頼する機会を事実上喪失する不利益を受けていると言える。

原議決書が述べる、依頼者が新宿事務所から「報酬の支払なく成果物を受領できる」との点については、前記Aの（2）で述べたとおり、そのような結論にならない。

したがって、「報酬の支払なく成果物を受領できる」との誤った見解の下で、そのような説明をしていないから、依頼者の利益を守っていない、依頼者が他の弁護士に依頼する機会を事実上喪失させる不利益を与えたなどと云々する事が無意味である。

(原議決書 45 頁)

(8) 品位を失うべき非行に当たるかどうかの検討

エ ガイドラインが制定されていないことについて

被審査法人は、本件のように大量の140万円超過払事件を司法書士から紹介を受け、併せて成果物を引き継いだ場合、また、引継ぎ後に作業を依頼した場合に、それらの対価を、誰が、どのように支払うべきかについて、これまでに決まったルールやガイドラインが制定されているわけではなく、依頼者の利益を考えると適切に司法書士から弁護士に事件が引き継がれるようには基本規程第13条第1項を制限的に解釈運用しなければならないと主張する。

しかしながら、新宿事務所が依頼者との間で、相談、資料請求及び調査費用を無料とする契約を締結した上で、被審査法人への成果物の引継ぎ及び裁判書類作成業務を委託することに関して、被審査法人が1件につき19万8000円を新宿事務所に支払うこと自体、そもそも合理性がない。また、成果物の引継ぎには必ず事件の依頼者が伴うものであるから、依頼者以外の第三者がそれに対する対価を支払うこととは許されるものではなく、ガイドライン等の存在の有無と関係なく明らかに基本規程第69条が準用する同第13条第1項に違反するものであって、被審査法人の主張には理由がない。

(1) 原議決書は、依頼者が新宿事務所から無償で成果物の引渡しを受けられるとの前提で、審査請求法人が19万8000円を支払うことに合理性はないと指摘するものと思われるが、その前提が成り立たないことは前記Aの（2）のとおりであり、原議決書の指摘は当てはまらない。

(2) 平成14年司法書士法改正後、日弁連には日司連と協議して司法書士の代理権超えとなる事件が円滑に弁護士に引き継がれるようにするためのガイドラインを策定することが求められていたはずである。

しかし、実際は約20年にわたりこの協議は一向に進んでいない状況にある。そのようなガイドラインがないために、外部の弁護士の意見も聴いて19万8000円ならば紹介料に該当しないと慎重に判断して審査請求法人が支払った19万8000円を安易に「品位を失うべき非行」とし、一罰百戒のための見せしめにすることは許されないことである。

4 法27条に関する認定・判断の誤り

M

(原議決書47頁)

(5) 「報酬を得る目的」について

新宿事務所は、受任事件が140万円超過払事件と判明した場合に、法律事務所に引き継がずに依頼者との委任契約を終了すれば報酬を受けられないのに、被審査法人その他の契約関係にある法律事務所に事件を紹介すれば1件につき19万8000円を受領できるのであるから、「報酬を得る目的」があったことが明らかである。

前記3で述べたとおり、基本規程13条1項との関係で本件の19万8000円は紹介料と認められないから、法27条、法72条後段との関係でも周旋料と認められることはない。

したがって、新宿事務所に「報酬（注：周旋料）を得る目的」はないのであって、原議決書の認定は誤りである。

N

(原議決書49頁)

(6) 認定司法書士は非弁護士に当たるか

新宿事務所は、過払金請求事件について、広告を行って集客しても、140万円超

過払事件については、本人訴訟支援しかできず、弁護士業務ができないため、事件の依頼を受けられず報酬にも結局結びつかなかった。そこで、新宿事務所は、被審査法人との間で、引き直し計算の結果過払金が140万円超の場合には、被審査法人に事件を紹介し、その対価として19万8000円の支払を受けられる体制を整え、140万円超過払事件に関する広告料等の出費が無駄となるリスクを解消した。このように、新宿事務所は、過払金の額が140万円を超えるか否かに関わらず、過払金請求事件について収入を得られる体制ができたため、過払金の無料診断をうたって、あたかも自らが過払金請求事件を扱って多額の過払金の回収ができるかのような広告を大々的に行い、大量の集客を図り、過払金額が140万円以下の場合は自らが事件処理し、140万円超の場合は、被審査法人に紹介してその対価として19万8000円を得ていた。このようにして、新宿事務所は、弁護士又は弁護士法人でもないにもかかわらず、140万円超の事件について大量に集客して、被審査法人に紹介した（平成28年4月分で言えば、その件数は339件、支払われた紹介料の額は月額7249万1760円にも及ぶ。）。

(1) 新宿事務所が審査請求法人に事件を紹介して19万8000円の支払を受けられる体制を整え、広告料等の出費が無駄となるリスクを解消したとの点について

前記Gの（3）で既に述べたので再論しない。

(2) 新宿事務所が大量に集客した140万円超過払事件を審査請求法人に紹介したとの点について

原議決書は、新宿事務所が広告により大量に集客した140万円超過払事件を審査請求法人に紹介したことだけしからぬことのように述べるが、前述のとおり、新宿事務所が訴額140万円以下の事件のみを取り扱えることを明示して、過払金事件に関する広告を行うことは何も非難に値しな

い。

そもそも過払金の額は引き直し計算をしなければ分からぬから、事前に140万円超過払事件かどうかは分かりようもない。新宿事務所がした広告により大量の140万円超過払事件が掘り起こされたことは事実であるが、そのような場合に備えて、また一から弁護士を探さなければならず、最初からやり直せば過払金回収が遅れてしまうことになる依頼者のために、信頼できる弁護士と提携しておき、依頼者の承諾を得て事件を引き継ぐことが非難に値するとも思われない（これは、ある弁護士に引き継がれるのが数件だろうが、数十件だろうが、数百件だろうが同じである。）。

上記で引用した「(平成28年4月分で言えば、その件数は339件、支払われた紹介料の額は月額7249万1760円にも及ぶ。)」との原議決書の認定は、原議決書が54頁で「その規模においてこれまでの非弁提携案件と比較しても非行性が強い」との文脈で使用しているように、新宿事務所と審査請求法人の悪質性を強調せんとしているかのように思われるが、評価が全く逆である。新宿事務所と審査請求法人は、これだけ多数の依頼者のために求められる協働をし、これらの依頼者の権利を早期に実現したのである。

第5 本件の審査期日における質問及び回答に関する補足

以下では、前記第4で主張したことも踏まえ、本件の審査期日における質問及び回答に関し、審査請求人らの補足的主張を述べる。

1 新宿事務所が行う裁判書類作成業務について

(審査期日調書7頁)

【久保委員】 で、問題は（4）と（5）なんですが、同じようなことが書いてあるように見えるのですが、要するに、新宿事務所から引き継いだときには、一般的に多いのは、要するに、過払い請求で引き直し計算で過払いの額が、請求する額が決まると。訴状まで作って、それで引継ぎを受けると。一応それは新宿事務所の判断の内容の訴状ですけれども、訴状を作って引継ぎを受けると、こういうことになっていたのですか。

【酒井】 そうです。当初の引継ぎというのは、この（1）、（2）、（3）、（4）、（4）番のところまでの引き直し計算のデータとともに、彼らのシステムで訴状まで自動的に作られるようになっていますから、そこまで我々の引継ぎ業務に役に立つだろうということで引継ぎを受けておりました。

審査請求法人が新宿事務所から引継ぎを受けていた成果物は、請求事案乙27号証を参照されたい。請求事案乙27号証の152頁以下は、引継ぎを受けた依頼者10名について当初から納品を受けた本件業務委託契約書の第2条（1）、（2）、（3）、（4）の成果物であり（これ以外に引き直し計算書及び単独原告用訴状のデータもある。）、請求事案乙27号証の2～151頁は、引継ぎを受けた後に貸金業者との任意和解の交渉が決裂し、提訴が決まってから追加で納品を受けた（5）の成果物である。

なお、下線を付した審査請求人酒井の「彼らのシステムで訴状まで自動的

に作られるようになっています」の発言に関しては、新宿事務所において単独原告用訴状が自動的に作成されるというものではなく、案件ごとに新宿事務所の司法書士が個別に検討を加えて作成していたもので、単独原告用訴状にもバリエーションがあった（懲乙41号証の1～懲乙41号証の3）。そして、これらの単独原告用訴状はそのまま裁判所に提出しても有効な訴訟提起として時効中断の効力を有するものであった（これらの点は、2019年1月15日付け弁明書（4）17～18頁も参照）。

2 成果物の引継ぎと事件の引継ぎの関係について

（審査期日調書7～8頁）

【久保委員】 … 皆さんの引継ぎの仕方というのは、共通のクラウドに情報を全部上げて、それでそちらでも見れるというような形にしたわけですよね。

【久保委員】 データで、要するに共通のクラウドがあって、そこへ乗せて、こちらでも、要するにベリーベストの方の法人でも見れるという状態で色々な情報を引き継いだということだったのですか。そこら辺がちょっと。そういうことはなかったのですか。

【久保委員】 皆様は引継ぎを受けて費用を払う、その区切りになるのは、要するにペーパーの訴状を受けたとき、それとも成果物の譲渡ということになるのかもしれませんけど、クラウドに乗せたときに、見れる状態にしたので引継ぎが行われたということになるわけでもないのですか。

久保委員の上記の発言については、「成果物の引継ぎ」と「事件の引継ぎ」が一緒くたになっているように思われる。これは、新宿事務所から成果物の引継ぎを受けた時点で、依頼者自身によるコントロールがないまま審査請求法人が勝手に事件の引継ぎをしており、新宿事務所に19万8000円を支払っていた（原議決書34頁の言い回しによると、「事件から紛争だけを、依

頼者自身にコントロールさせることなく、第三者が対価の支払（名目を問わない。）を伴う取引の対象」としていたとの先入見があるためと思われる。

しかしながら、「事件の引継ぎ」は以下の方法で行われていたものであり、140万円超過払事件の委任は依頼者自身のコントロールにより行われていた。

- (i) 140万円超過払事件であることが判明した段階で、新宿事務所が依頼者に対し、代理権超えのために辞任せざるを得ないこと、希望があれば事件を引き継ぐ弁護士を紹介することを説明する。
 - (ii) 依頼者が審査請求法人への引継ぎを希望した場合、新宿事務所が業務成果物を審査請求法人に引き継ぐことの了解を得る。
 - (iii) 新宿事務所が審査請求法人に対し、受任時面談の前日までに、共通のクラウドで業務成果物のデータを引き継ぐ。
 - (iv) 審査請求法人は、新宿事務所から引き継がれた業務成果物のデータを参照しつつ、依頼者と受任時面談を行う。
 - (v) 審査請求法人は、依頼者の意向を確認した上で、依頼者と委任契約を締結する。
- ※ 以上につき、請求事案乙23号証の3～5頁を参照。
- ※ 会認知事案甲1号証の2頁には、審査請求法人が永吉氏に対して意思確認もすることなく一方的に訴訟委任状を送り付け、その返送を求めたかのような記載があるが、これは事実ではない。永吉氏の件に関する事件の引継ぎの実際の経過は、会認知事案甲8号証の別紙2の4～5頁、会認知事案甲7号証の4～5頁を参照。

なお、審査請求法人から本件業務委託契約書の第2条（1）、（2）、（3）、（4）の業務成果物の納品を受けていたのは上記（iii）の時点で、これは審査請求法人が事件を受任する前のことであるが、それは受任時面談において審査請求法人の弁護士が円滑に事情聴取を行い、迅速な事件処理を可能にするためのものであった。

「成果物の引継ぎ」の対価の支払は、審査請求法人が事件を受任後に新宿事務所が辞任してから（この時点では（1）、（2）、（3）、（4）の成果物は全て納品されている。）、新宿事務所より請求書が発行されて支払われていた（この点は、2019年11月15日付け弁明書（4）8～13頁も参照）。

3 成果物の引継ぎと業務委託がどこで区別されるかについて

（審査期日調書9頁）

【久保委員】 そうすると、それ（注：共同原告用の裁判書類の作成委託）は引継ぎを受ける前にそうしているということですか。よく分からぬ。あんまり細かいことであれど、要するに、成果物の譲渡を受けるって、その譲渡の内容がどこまでどういうふうにやって受け取っているのかなと思ったのですけども、場合によつても、あるいは弁護士によつても、違うのかな、事案によつて。どこまで成果物で出来上がったものを引き継いでいるかというの。

【久保委員】 弁護士によつて違つたり、事件によつて違つたり、若干微妙なところはね。どこで引継ぎを受けて、その後は業務委託として頼んだのか、それとも、もう引継ぎを受ける前に何かこういうふうにしてくれということで依頼してやつてあるということなのかどうかというのが、ちょっとはつきりしなかつたので。

下線を付した久保委員の発言に関し、以下の点を補足する。

- ・ 成果物の引継ぎは、本件業務委託契約書の第2条（1）、（2）、（3）に関するものである。
- ・ 業務委託は、（4）、（5）に関するものである。
- ・ 審査請求法人が当初から納品を受けるのは（1）、（2）、（3）、（4）の

成果物である²。これは弁護士や事件によって異なる。

- 審査請求法人が追加で納品を受けるのは（5）の成果物である³。これは弁護士によって異なることはないが、事件によって異なる場合がある（例えば、貸金業者との任意和解が成立した場合や、共同原告となる者がなく単独原告用の裁判書類で提訴した場合は、（5）の業務を委託しないため、審査請求法人が（5）の成果物の納品を受けることはない。）。

審査請求法人は、貸金業者との任意和解の交渉が決裂し、提訴が決まった段階で、共同訴訟⁴の対象となる原告を指示し（争点があるケースでは5名、争点がないケースでは10名）、新宿事務所に共同原告用の裁判書類の作成を具体的に委託することとしていた。

- （1）、（2）、（3）、（4）の業務については、2012年当時、140万円超過払事件であることが判明した場合に新宿事務所と依頼者との間で1債権者につき19万8000円で報酬清算することが合意されていた（請求事案乙43号証の4頁及び添付資料3）。審査請求法人は、依頼者から140万円超過払事件を受任する時点では、全件で新宿事務所から（1）、（2）、（3）、（4）の成果物の納品を受けており、その成果物の引

² （4）の成果物まで当初から納品を受けることとしていたのは、①審査請求法人が引き継ぐ140万円超過払事件の過払金返還請求権を消滅時効にかけないように、いざとなれば直ちに訴訟提起できる態勢を整えておくこと、及び、②審査請求法人が受任後直ちに訴訟提起の準備ができていることを伝え、貸金業者との間で満額回収に近い強気の和解交渉を可能にする態勢を整していくことに意味があったためである。

³ （5）の業務については、2019年9月24日付け弁明書（3）39～43頁とその別紙の6～7頁を参照。

（5）の成果物の作成と納品は、貸金業者との任意和解の交渉が決裂して迅速に共同訴訟を提起するに際して最も作業ボリュームのある作業であり、新宿事務所は審査請求法人の弁護士から指示を受けつつ個別論点に対応した共同原告用の訴状等を作成し（懲乙11号証の1～懲乙14号証の6の2、このうち懲乙14号証の5の2は横飛ばし計算で過払金を計算しなければならない複雑なケース）、直ちに提訴できる状態で審査請求法人に共同原告用裁判書類一式を納品していた。実際に新宿事務所から納品された成果物は請求事案乙27号証の2～151頁のように非常に大部に及んでいた。

⁴ 共同訴訟とすることは、依頼者のために印紙代を節約するとともに、弁護士の出廷負担を軽減するために行われていたものである。なお、過払金請求事件で同一の貸金業者を被告とする場合に複数の原告を共同原告として提訴することは実務上一般的に行われている。

継ぎの対価として、従前に新宿事務所と依頼者との間で合意されていたのと同じ19万8000円を支払っていた。

- 審査請求法人は、新宿事務所から引き継いだ140万円超過払事件のうち平均して8割弱で実際に提訴し、(5)の成果物の納品を受けていた。それでも審査請求法人から新宿事務所に支払われるのは19万8000円のままに据え置かれていた。

4 裁判書類作成業務を委託する必要性について

(審査期日調書10頁)

【久保委員】 これ、原議決でも言われているのですが、こういう計算とか訴状を作るというのは、事務職員でもちゃんと、職員でも指示すればできるではないかと。委託業務とすれば、わざわざ司法書士の事務所にやらせる必要ないじゃないかという、そういう評価というか、議決がありますけれども、審査請求法人として、作業的にやってもらうのは、それは助かりますわね、自分の事務所でやるよりは。司法書士の事務所でやってもらうことで審査請求法人で一番有益というか、助かるここというのはどんなことがあったという、経験上ね。

審査請求法人が新宿事務所に対して裁判書類作成業務を委託していた理由は、単独原告用について2019年9月24日付け弁明書(3)37~39頁、共同原告用について同39~40頁を参照されたい。

5 新宿事務所の業務広告について

(審査期日調書11~12頁)

【久保委員】 … 司法書士というか、新宿事務所の140万を超えるか、超えないかと

いう問題については、皆さんの方では細かいところは分からぬといふお話ではあるのだけれども、インターネット上というか、コマーシャルの上では、140万超えたたら取扱いできないといふようなことは載せていなかった。載せてといふか、広告の中には入っていなかつたといふのはそのとおりですよね。

【酒井】 いや、ウェブサイトの方には、新宿事務所もインターネット広告はやっていて、インターネット広告ではかなりたくさん情報は出せますので、当然載っつけているのですよ。ただ、ちょっと、テレビでどうだったかといふのは……。

上記の久保委員の発言は、原議決書（36、38～39、49頁）と同じく、新宿事務所は、140万円超過払事件であることが判明した場合に提携した弁護士に事件を引き継ぐスキームを構築し、それにより、訴額140万円以下の事件しか受任できないといふ内在的制約を無視して大量の広告をして集客と受任をしていたと決めつけ、これを問題にしていると思われる。

しかしながら、前記第4のD（2）で述べたとおり、新宿事務所が訴額140万円以下の事件しか受任できないといふ内在的制約を無視して広告活動をしていたとの点がそもそも事実誤認である。

審査請求人らが調査したところによれば、新宿事務所は、審査請求法人が新宿事務所から140万円超過払事件の引継ぎを開始した後の2015年1月当時、テレビCMで「※司法書士は金額が一社につき140万円以下のものと扱うことができます」と記載していた（審乙28号証）。

また、新宿事務所は、自らのホームページやインターネット上のメディア記事でも、司法書士の代理権の範囲は140万円以下に限られることを明示していた（審乙29号証の1～審乙29号証の5）。

このようなフィクションに基づいて違法な懲戒処分を行うなど言語道断である。

6 新宿事務所のビジネスモデルについて

(審査期日調書 13 頁)

【久保委員】 … 大々的にやる場合には、140万を超えた部分のあれを引き継いで受けるようなところができるいないとビジネスとしては成り立たないという感じを受けるのですが、そうではないでしょうかね。

【酒井】 それはまあそうですね。引き続いてくれる弁護士がいないことにはお客様に迷惑かけることになると思いますから。

【久保委員】 お客様にも迷惑かけるけど、それは反発されますよね。やっている方に対して、お客様が、話違うじゃないかと。140万を超えたたらどうしてくれるんだって話になっちゃうでしょう。

【酒井】 ただ、受任のときには、140万超えた場合には司法書士はできないので、弁護士に引き継ぐことになりますというのは、新宿事務所は説明はしていました。その場合は、司法書士、新宿事務所が……。

【久保委員】 いや、実際、新宿事務所はちゃんと備えてあるからいいのだけれども、一般的に他の司法書士でやる場合に、その後、引き継ぐ方法を考えていなければ、なかなかこういう形での集客はできないんじゃないですか、実際。

下線を付した久保委員の上記の各発言もまた、原議決書（35～36、38～39、49頁）と同じく、次のような誤った認識に陥っていると思われる。

① 新宿事務所が広告して集客した140万円超過払事件については単独原告用の裁判書類の作成まで行って19万8000円で清算するとの委任契約書を締結していたが、依頼者から不満が出て、報酬に結び付かなかった。

↓

② 新宿事務所が140万円超過払事件でも提携した弁護士に事件を引き継ぐこと

で確実に19万8000円を回収できるスキームを構築した。

↓

- ③ 新宿事務所は提携した弁護士に事件を引き継ぐ前提で、訴額140万円以下の事件しか受任できないという内在的制約を無視して大量の広告をして集客と受任をしていた。

しかしながら、上記①と③の新宿事務所が行う広告については、前記5で述べたとおり、そもそも新宿事務所が訴額140万円以下の事件しか受任できないという内在的制約を無視して広告活動をしていたとの事実がない。

また、上記①と②については、従前、新宿事務所は依頼者との間で、140万円超過払事件であることが判明した場合に、単独原告用の裁判書類の作成業務まで行って19万8000円で清算することを合意した上、実際には引継先となる弁護士から支払を受けていた。ところが、これについて、貸金業者が非弁提携であると言い立てて、訴訟の中で争点化してきたため、過払金回収が長期化する、不本意な和解に応じさせられるといった依頼者に不利な事態とならないように、新宿事務所と引継先となる弁護士が協議して、新宿事務所と依頼者との間で19万8000円を清算する方式をやめ、新宿事務所と引継先となる弁護士との間で19万8000円を清算する方式に切り替えた。これが実際の経緯であることは、審査請求人らが何度も主張し、証拠も提出していることである。したがって、そもそも依頼者からの報酬支払に結び付かなかったから、提携した弁護士からの報酬支払のスキームとしたという理解が根本的な誤りであることを指摘しておく（東京弁護士会の段階から今に至るまで、そのような事実認定ができる材料はどこにもない。審査に顕れていない事実であるにもかかわらず、勝手に「そうだった」と決めつけ、それを基に業務停止六月もの重大な制裁をすることは許されないことを付言しておく。）。

そもそも新宿事務所が広告により債務整理事件や過払金請求事件の集客を図ることには何らの問題もない。このようにして受任した事件について、新宿事務所が事実調査を進める中で代理権超えとなるものが出てくることは、司法書士の代理権が法律上制限されている以上、必然である。そのような代理権超えの事件が出る場合に備えて、新宿事務所が事前に信頼できる弁護士と提携し、依頼者を困らせないようにすることは、サービス業として当然に求められることであり、全く非難されるようなものではない。

7 成果物の引継ぎが依頼者の140万円超過払事件の紹介を伴うことについて

(審査期日調書14~16頁)

【久保委員】 … 本当にそこのところで知りたいと思っているのは、原議決を批判されているのだけれども、その成果物というやつが、やっぱり依頼者と結びついて初めて成果物と言えるんじゃないかと思うのですよ。要するに、新宿事務所で引き直し計算したものを持っていても、結局、お客様が依頼しない限りは無価値物じゃないですか。それを要するお客様に渡して他に引き継ぐとか、その後、引き継ぐ審査請求法人に渡すことによって初めてそれは生きるわけですよね。(中略) 本件の場合には、ある個人とつながって初めて成果物と言えるわけだよね。そこは、それでそれを引き継がないと、成果物だけを引き継いでも意味ないわけでしょう。

【酒井】 それはもちろんそうです。

【久保委員】 だから、そこが、普通の成果物のように、それを売買して19万8000円だと。譲渡の対価として。そこをどう考えるのかというのが、皆さんの考えを知りたいなというふうに思ったのですが。

(中略)

【久保委員】 … 依頼者との関係で、それがそういう成果物の対価として審査請求法人

が受けるということが、成果物って流通するものじゃないですよね。要するに、お客様が引き継がない限りは、お客様も審査請求法人に頼まなければ意味がないわけですよ。
だから、そこで紹介料と言うのかどうかは別として、やっぱりお客様が引き継がれることが伴っちゃうんですね。

【酒井】 それはそのとおりですよね。

【久保委員】 だから、ちょっとそこが、やっぱり単なる成果物の譲渡の代金だ
と言い切るのはちょっと納得できないというか、了解できないのですけど、どうでしょうか。

【浅野】 … 今の話というのは原議決のワンセット理論にも結びついている話だと思うのですけれども、原議決は35頁のところで、「成果物とともに依頼者が依頼しないのであれば意味がなく」というふうに記載しているのですよね。(中略) 我々は、依頼者の引継ぎというのはあくまで無償で受けています。我々が成果物を引き受けないで、そして訴状の作成も依頼しなければ、我々はお金を払う理由というのは1円たりともないというふうに思って取引をしました。(中略) 逆に言えば、依頼者のみを紹介し、成果物は渡さないということはあり得るわけですよね。そういう意味では、必ずこれ、ワンセットじゃないのですよ。それをワンセットだ、ワンセットだと言うのは、僕は非常に悪質な論理操作だと思っていますね、これは。

【久保委員】 … いや、今のお話からすると、まず、お客様だけを引き継いで成果物を渡さない、それはあり得ると思うのですよ。でも、今回の場合はその逆です。逆というか、要するに、成果物を受け取って、お客様を引き継ぐわけですよね。

【酒井】 いや、先に、140万円を超えてしまったということで、新宿事務所の方が依頼者に、我々では、もうこれができないから、弁護士じゃないとできないのですと。弁護士紹介できますけど、どうしますかって聞くのですよ。そうすると依頼者は、それじゃあ、その弁護士さんを紹介してもらいたいと。で、紹介するに当たって、今まで新宿事務所がやった引き直し計算とか、それから訴状まで作ったりもできるのだけど、それらのデータを引き継ぐ弁護士に渡してもいいですかと。渡したらスムーズに過払い金の回収ができる

から、渡してもいいですかと。あなたのため、お客様のメリットになるので、渡してもいいですかと聞いて、了解を取った上で、それで今度は弁護士が依頼者とお話をし、契約の意思を確認して、その上で新宿事務所からデータを引き継ぎますから。だから……。

【久保委員】 まあ、そういう手順を取るのでしょうかね。

【浅野】 何かその原議決書を見ていますと、我々が依頼者抜きにして、何か成果物、案件というのを流通させてお金を払ったみたいなことになっていますけども、これ、新宿事務所も我々も依頼者の了解を取って、「弁護士紹介してほしいですか」、「紹介してほしいです」、「ベリーベストというところがあるけど、いいですか」、「そこ、実績があるならお願いします」ということで、依頼者の同意を取って依頼の引継ぎを受けているんですよ。で、成果物を引き継ぐか、それから訴状の依頼をするかというのは、また別問題なのですよね。

(1) 下線を付した久保委員の上記の各発言は、成果物の引継ぎに際して、当然に依頼者の紹介を伴っているということを述べている。審査請求法人は、新宿事務所が代理権超えのために辞任を余儀なくされる依頼者の140万円超過払事件を引き継ぐに際して、(依頼者に成果物の引継ぎの了解を取った新宿事務所から) 成果物の引継ぎを受け、これを依頼者のために事件処理に利用するのであるから、成果物の引継ぎに際して、依頼者の140万円超過払事件の紹介を伴うことは当然である⁵。

(2) 下線を付した久保委員の発言は、原議決書(35頁)が採った「ワンセット理論」と同趣旨に出たものと思われる。

しかしながら、前記第4のC(2)で述べたとおり、「ワンセット理論」によって、本件の19万8000円を紹介料であると認定することはできない。

「ワンセット理論」によって導かれるのは、成果物の引継ぎに際して、

⁵ 本件業務委託契約書の第1条(目的)にも「甲は、甲が受任した過払い金返還請求事件に関し、設備投資を抑制し、迅速かつ安定的に事務処理を行うため、業務の一部を乙に委託する。」と記載されている。

依頼者の140万円超過払事件の紹介があるということに止まり、だからと言って審査請求法人が新宿事務所に支払った19万800円が当然に紹介料となるわけではない。この19万800円が紹介料と言えるのは、成果物の引継ぎ及び裁判書類作成業務の委託の対価として不相當に過大と認められる場合に限られる。

8 調査無料条項が成果物の引渡しの無償性を意味しないことについて

(審査期日調書14～15頁)

【酒井】 新宿事務所が依頼者との関係で調査無料と言っているのは、過払い金の金額が実際にいくらかって分からないと、過払い金の回収を進めるという意思決定ができないのですね。だから、計算までは無料でやってあげますよと。過払い金が幾らって出て、例えば100万円、過払い金出ていますというふうに分かったら、依頼者は「あ、それならやつてください」というふうに先に進むわけで、新宿事務所としては、当然、自分たちが依頼を受けるためにわざわざ「過払い金の計算までは無料です」と言っているだけの話であって、そこで「100万円出ていますよ」と言われて、「じゃあ、無料だから引き直し計算のデータを下さい」と言われて、それを渡して他の事務所の弁護士に頼まれちゃったら、タダ働きになってしまうし、そんなことは当事者の合理的な意思としては到底考えていないと思います。

【久保委員】 それは分かるのですけどね。それは分かるのだけれども、そこで有償だからといって、…

久保委員の上記の発言は、新宿事務所のご依頼書(会認知事案乙26号証)の「《お客様のお借り入れに関する資料の代理取得及び調査》 お客様が当事務所に支払う報酬・実費・手数料は無料です。」との調査無料条項が「成果物の引渡しも無料」という意味ではないとの見解に立つものである。

この点は、主査委員が原議決書の「調査無料条項＝成果物の引渡しも無料」とする見解を採用しないことを明らかにするものであるため、貴委員会の議決では、このような誤った原議決書の見解を採用しないように念のため付言する。

9 事実認定について

(審査期日調書19～20頁)

【高委員長】 たくさん主張書面を出していただいて、我々、何回も議論しました。中々、私個人としては悩ましい案件だなと。といいますのは、1つは、スキームが大きいし、数もたくさんあるから、じゃあ、どれを取り上げて、どういう事実認定するのだと。細かいことを言ってもしようがない。だから、大ざっぱな、大きな流れを見て判断するのだろうなど、事実認定ね。…

(中略) … しかし、その上で、さっき仰ったように、ワンセット理論とか仰るけども、やはり紹介・引継ぎのときにお金が動いているのも事実なのだよね。そこをどう見るかだよね。…

- (1) 高委員長の発言によれば、事実認定は大きな流れを見て判断するとのことであるが、本件では、一つ一つの事実を正確に認定し、審査請求人らが主張した一つ一つの論点（19万8000円が紹介料に該当しないこと、品位を失うべき非行に該当しないこと、東京弁護士会がした懲戒処分手続の違法性）に正面から逃げずに公正な判断をするよう要請する。
- (2) 前記第4のC(2)で詳述したとおり、ワンセット理論をもって19万8000円を紹介料と認定することはできないから、「大ざっぱな、大きな流れを見て判断する」として、ワンセット理論をベースに「19万8000円の支払に依頼者の140万円超過払事件の紹介が伴っているから、1

9万8000円は紹介料」といい加減な事実認定をするようなことは絶対に許されない。

寧ろ、本件で大きな流れとしてきちんと押さえるべきなのは、以下の点であり、この点を正しく捉えた認定・判断をすべきである。

- ① 従前、新宿事務所と依頼者との間では、140万円超過払事件であることが判明した場合に、単独原告用の裁判書類の作成まで行って19万8000円で清算するとの委任契約書を締結していたこと（請求事案乙43号証の4頁及び添付資料3）
- ② （依頼者の意思に基づき）新宿事務所から140万円超過払事件の引継ぎを当時受けていた弁護士（注：審査請求法人以外の弁護士）は、①の合意を前提として、過払金を回収した場合に受領する自らの成功報酬を引当に自らのリスクで19万8000円を新宿事務所に支払って成果物の引継ぎ（本件業務委託契約書第2条の（1）、（2）、（3）、（4）と同じ成果物の納品）を受けていたこと
- ③ そうしていたところ、貸金業者が非弁提携であると言い立てて、訴訟の中で争点化してきたため、過払金回収が長期化する、不本意な和解に応じさせられるといった依頼者に不利な事態とならないように、新宿事務所と引継先となっていた弁護士が協議して、新宿事務所と依頼者との間で19万8000円を清算する方式をやめ、新宿事務所と引継先となる弁護士との間で19万8000円を清算する方式に切り替えたこと
- ④ 審査請求法人は、新宿事務所から当時140万円超過払事件を引き継いでいた弁護士が③の方式によって新宿事務所が作成した成果物の納品を受けていた中で、③の方式による19万8000円の支払が紹介料の支払に該当しないことを文献調査や外部の弁護士に意見照会するなどして慎重に確認した上、適法であると判断して本件業務委託契約書を締結したこと
- ⑤ さらに、審査請求法人は、140万円超過払事件を引き継ぐに際し、本件業務委託契約第2条の（1）、（2）、（3）、（4）の業務に加えて、（5）の業務を委

託することとし、これにより実際に8割弱の事件で共同原告用の裁判書類を納品してもらっていたが、それでも新宿事務所に支払われる対価は19万8000円に据え置かれたこと

⑥ したがって、19万8000円は、新宿事務所から引継ぎを受けた成果物の対価、及び、新宿事務所に委託された裁判書類作成業務に対する適正な報酬の支払であって、決して紹介料と目されるようなものではないこと

10 法令の適用について

(審査期日調書19~20頁)

【高委員長】 もう一つは、やはり法令の適用、弁護士法27条とか、職務基本規程11条、13条、特に職務基本規程13条というのは、紹介に対価を払ってはいけないと。これは公法なんだよね。民事的に、当事者間でそれを業務の対価、成果物の対価と評価するのはいいけども、でも、それを公法的に、弁護士法は紹介のときに対価を払っちゃいかんと。名目のいかんを問わないというのが職務基本規程の規定なのですよね。だから、その辺が難しいなと。ただ、皆さん仰っていることも酌むべき理由はあるなと私は思うのです。例えば、司法書士が簡裁民事を想定して履歴を取って引き直しをしたと。140万円超えると。じゃあどうするのだと。ほったらかすのかと。そういうわけにもいかんだろうと。じゃあ、誰にどう引き継げばいいのだという、そういう問題があるし、そもそも純粹の非弁じやなくて、少なくとも140万円までは権限のある司法書士だと。全くの非弁じやないと。そういうこともあるし、20万、10万・10万と分けた場合に、成果物の対価というのが10万ぐらいだという主張をされていますけど、それだってでたらめなんじやなくて、ある程度の相当業務というものを想定してお決めになったのだろうと。そういうことは我々全員がもう議論しました。

しかし、その上で、さっき仰ったように、ワンセット理論とか仰るけども、やはり紹介・引継ぎのときにお金が動いているのも事実なのだよね。そこをどう見るかだよね。当事者

間でこれは正当な業務対価なのだというふうに了解し合っても、公法上、紹介に当たって対価を授受しちゃいかんという規定があるとすれば、その兼ね合いをどうするのかと。皆さんのような事情があるときに、それは許されるのだというふうな切替えをするのか、あるいは、それはもう立法問題なのだというふうにするのか、随分議論しました。

(1) 法27条、基本規程13条1項のルールの内容について

下線を付した高委員長の発言によれば、法27条、基本規程13条1項のルールを「紹介のときに対価を支払ってはならない」、「紹介に当たって対価を授受してはいけない」と捉えている。

しかしながら、これは正確ではない。法27条、基本規程13条1項のルールは、「紹介それ自体に対する対価を支払ってはならない」ということであり、紹介・引継ぎに際して金銭が動いていれば直ちに紹介料になるとというルールは存在しない。「紹介・引継ぎに際して金銭が動いている」から本件の19万8000円を紹介料であるとするのは、公法のルールを正しく適用するものとはいえない。

法27条、基本規程13条1項のルールは、「紹介それ自体に対する対価を支払ってはならない」ということであるから、紹介に際して、成果物を譲り受けたり業務を委託したりして、その適正な対価を支払うことまで禁止されるわけではない。

したがって、本件で問題となるのは、民事的に審査請求法人と新宿事務所との間で合意された「成果物の引継ぎ、及び、裁判書類作成業務の委託の対価」としての19万8000円が不相当地過大であり、実質的に紹介料と目されるか否かである。

前記9(2)の①ないし⑥で述べた点からは、本件の19万8000円は新宿事務所から引継ぎを受けた成果物の対価、及び、新宿事務所に委託された裁判書類作成業務に対する適正な報酬の支払と認められ、決して紹

介料と目されるようなものではない。この点については、■■■元最高裁判所判事の意見書（懲乙5号証）、及び、平野裕之慶應大学法科大学院教授の意見書（審乙23号証）でも同様の見解が示されている。

（2）公法の解釈適用には罪刑法定主義が妥当すること

公法では、刑法に代表されるように、不利益を課す側が、罪刑法定主義及びその一内容としての明確性の原則を遵守し、不利益を課される側の予測可能性に反するような解釈適用をしてはならない。このことは、阿部弁護士の論文（審乙18号証）及び西原春夫早稲田大学名誉教授の論文（審乙19号証）でも指摘されていることである。

仮に高委員長の発言にあるような「紹介のときに対価を支払ってはならない」、「紹介に当たって対価を授受してはいけない」とのルールの下で、審査請求人らが処断されるようなことがあれば、それは明白に予測可能性のないルールの適用に他ならず、罪刑法定主義及びその一内容としての明確性の原則に違反することを指摘しておく（日弁連調査室が編著者となっている条解弁護士法第5版644頁で「周旋との対価関係が必要」、日弁連弁護士委員会が編著者となっている解説弁護士職務基本規程第3版31頁の「紹介との対価関係が必要」とされているのであるから、同じ日弁連の下にある貴委員会がこれと異なる見解を採用するとは思われないが懸念を払拭できないため、念のため付言する。）。

（3）本件は立法問題で解決されるべき問題ではないこと

高委員長の「皆さんのような事情があるときに、それは許されるのだといふふうな切替えをするのか、あるいは、それはもう立法問題なのだといふうにするのか」との発言は、本件は違法だけれども、審査請求人らの主張も首肯できるところがあるので、これを適法とするのならば立法問題

で解決せざるを得ないと認識を示したものと言える。

しかしながら、既に述べたとおり、本件は正しい事実認定と法的評価をすれば、19万8000円が紹介料ではないことは明白であり、これを立法問題とするのは「逃げ」である。

この点、貴委員会として、本件の19万8000円を紹介料に該当しないと、法27条や基本規程13条1項に違反しないとした場合、司法書士の代理権超えの事件について、成果物の引継ぎや司法書士が適法に行うことができる業務の委託の名目で実質的に紹介料が支払われることになり、歯止めが効かなくなるのではないかとの躊躇があるのかもしれないが、それは全くの杞憂である。

もともと新宿事務所と依頼者との間で、140万円超過払事件であることが判明した場合に、19万8000円で報酬を清算することが合意されていたところ、前記9（2）の③の経緯により新宿事務所と引継先となる弁護士との間で同額の清算がされるようになったという特殊な事案であり、その前後で新宿事務所に対する報酬清算という実態が変わらないからこそ、紹介料に該当しないのである。

このように、一定の事実関係の下における限定的な判断となる以上、貴委員会が本件の19万8000円を紹介料に該当しないと判断したからと言って、法27条や基本規程13条の解釈適用が曖昧になることにはならないことも念のため付言する。

11 「品位を失うべき非行」の該当性について

(審査期日調書19～20頁)

【高委員長】 たくさん主張書面を出していただいて、我々、何回も議論しました。中々、
私個人としては悩ましい案件だなど。

(中略)

… ただ、皆さんのが仰っていることも酌むべき理由はあるなと私は思うのです。例えば、司法書士が簡裁民事を想定して履歴を取って引き直しをしたと。140万円超えると。じゃあどうするのだと。ほったらかすのかと。そういうわけにもいかんだろうと。じゃあ、誰にどう引き継げばいいのだという、そういう問題があるし、そもそも純粹の非弁じやなくて、少なくとも140万円までは権限のある司法書士だと。全くの非弁じやないと。そういうこともあるし、20万、10万・10万と分けた場合に、成果物の対価というものが10万ぐらいだという主張をされていますけど、それだってでたらめなんじゃなくて、ある程度の相当業務というものを想定してお決めになつたのだろうと。そういうことは我々全員がもう議論しました。

… 皆さんのような事情があるときに、それは許されるのだというふうな切替えをするのか、あるいは、それはもう立法問題なのだというふうにするのか、随分議論しました。

下線を付した高委員長の上記の発言では、本件の判断が悩ましく、審査請求人らが主張する内容に尤もと認められる部分があるとの認識を示し、法的判断も分かれ得る微妙な問題であるとの認識が示されている。

2020年6月11日付け審査請求書（8～28頁）で詳述し、また、審査期日調書（41～43頁）の阿部弁護士の発言にあるとおり、法解釈の相違は「非行」に該当しない。

よって、仮に本件の19万8000円が紹介料に該当し違法であると判断された場合でも、審査請求人らは、慎重に適法性を調査して、適法であると解釈したものであるから、本件で「品位を失うべき非行」はない。原議決書55頁にあるとおり、「被審査法人の業務そのものは、全件訴訟提起を原則に、依頼者の極大回収を目指していたものと認められ、依頼者に紹介料を転嫁しているとまでは認められないこと、司法書士が受任できない140万円超過払事件の依頼者を放置できないと考えた動機にも一定の斟酌できるものが認

められること、依頼者から被審査法人の業務についてのクレームが本会に多数寄せられているとまでは言えないこと等」の有利な事情があるならば、なおさらのこと「品位を失うべき非行」に該当するとは言えない。

まして、審査請求人らを「業務停止六月」もの重い懲戒処分の対象とすべきものでもない。

第6 結語

1 以上に述べたとおり、原議決書のように19万8000円を紹介料と認定することは事実認定としても法的評価としても完全に誤りであり、本件は審査請求人らを業務停止六月もの懲戒処分に処するような事案ではない。

審査請求人らが、これまでに審査請求人らが提出した主張・証拠を真摯に検討するとともに、前記第4で指摘した原議決書の認定・判断の誤りを直視すれば、本件は容易に19万8000円が紹介料に該当しないとの結論に至る事案である。

2 本件は、前記第3で述べたように、弁護士業界・司法書士業界の重大な関心事であり、司法サービスの利用者である一般市民の利害にも直結する問題である。司法制度改革を受けて、時代の要請に沿った士業協働を行った審査請求人の行為を法27条、基本規程13条1項に違反すると原議決書と同じように誤って判断するとすれば、それは会員である弁護士のみならず、弁護士自治が存立基盤とする弁護士会・日弁連に対する国民の信頼を大きく損ねることになり、弁護士懲戒制度、ひいては弁護士自治そのものの存在意義が問われることになる。

3 貴委員会は、司法審査に至るまでもなくこの審査請求の場で、東京弁護士会がした違法な懲戒処分を是正して自浄能力があることを示すべきである。そのためにも、審査請求人らが提出した主張・証拠を真摯に検討の上、正義

に適った公正な結論を出して頂きたい。

以上